

令和4年12月定例会

文教福祉常任委員会会議録

招 集 月 日	令和4年12月2日(金)
会 議 場 所	市役所 5階 議場
開 会 日 時	令和4年12月2日(金) 午前9時01分
閉 会 日 時	令和4年12月2日(金) 午後5時56分
委 員 長	織田 京子
委員会出席議員	
委 員 長	織田 京子
副 委 員 長	金子 裕太
委 員	菅野 博子 加藤 久子 金澤 孝太郎 野本 恵司 潮田 幸子
欠 席 委 員	なし
議 長	
委 員 外 議 員	中野 昭(紹介議員)
傍 聴 者	2人

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 3 9 号	鴻巣市立学校設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第 7 7 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 8 4 号	令和 4 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 1 0 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
議請第 1 号	食の安全を守るため、福祉施設や教育機関にてゲノム編集トマト苗を受け取らないことを求める請願	不 採 択

委員会執行部出席者

(こども未来部)	(教育部)		
こども未来部副部長	佐々木晴美	教育部長	齊藤 隆志
こども未来部参事兼		教育部参与	大島 進
子育て支援課長	高子 英江	教育部副部長兼	
こども応援課長	佐々木志万子	教育総務課長	鳥沢 保行
保育課長	矢澤 潔	教育部副部長兼	
		学務課長	上岡 勝
(健康福祉部)		教育総務課中学校給食	
健康福祉部部長	木村 勝美	センター所長（課長級）	竹井 豊
健康福祉部副部長	沼上 勝	生涯学習課長	高橋 和久
健康福祉部参事兼		学校支援課長	穂山 孝幸
健康づくり課長兼		学校支援課教育支援	
新型コロナウイルスワクチン		センター所長（課長級）	久保田明子
接種推進チーム課長	清水 恵子	スポーツ課長	川口 修
福祉課長	服部 和代	中央公民館長（課長級）	新井 隆司
障がい福祉課長	新島 政博		
介護保険課長	宮澤多喜也	吹上支所副支所長兼地域	
新型コロナウイルスワクチン		グループリーダー（課長級）	大島 和之
接種推進チーム副参事	中山 尚子	吹上支所市民グループ	
介護保険課副参事	中根 洋子	リーダー（副参事級）	川又 敦子
		川里支所副支所長兼福祉	
		グループリーダー（課長級）	吉田 勝彦
		環境経済部副部長	宇野 彰
		書 記	小野田直人
		書 記	佐伯 幸子

(開会 午前9時01分)

(委員長) ただいまから文教福祉常任委員会を開会いたします。

初めに、委員会記録の署名委員を指名いたします。加藤久子委員と金澤孝太郎委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第76号 鴻巣市立学校設置及び管理条例の一部を改正する条例、議案第77号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第84号 令和4年度鴻巣市一般会計補正予算(第10号)のうち本委員会に付託された部分、議請第1号 食の安全を守るため、福祉施設や教育機関にてゲノム編集トマト苗を受け取らないことを求める請願の議案3件及び請願1件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。議会先例のナンバー46-6、常任委員会の審査の方法は、議案、予算、請願の順序で審査するのが例であるということから、初めに議案について執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

次に、議請第1号について、紹介議員からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

また、質疑については、内容についてよく整理をしていただき、補正予算については予算書のページ数と事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。

なお、質疑については、委員1人当たり、質疑、答弁を含め20分を目標に、委員の皆様のご協力をよろしくをお願いいたします。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない執行部の退席を認めます。

暫時休憩します。

(休憩 午前9時04分)



(開議 午前9時05分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、議案第76号 鴻巣市立学校設置及び管理条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(教育部副部長兼教育総務課長) おはようございます。それでは、議案第76号、鴻巣市立学校設置及び管理条例の一部改正につきましてご説明を申し上げます。

全国的な少子高齢化に伴う人口減少によりまして、本市においても児童生徒数は年々減少傾向となっております。そのため学校の小規模化も進んでおり、今後の児童生徒数の推移を見込む中で学校の適正規模及び適正配置に取り組むことは避けては通れない喫緊の課題となっております。

こうした状況の中、常光小学校については、令和4年度の入学児童数が1桁という現状や、今後も児童数の減少から、より小規模化した教育環境の中で様々な集団での学習活動に制約が生じ、他校との教育的な格差が大きくなっていくことが想定されます。このことから、市内のどの学校においても一定の水準の教育を行うことが義務教育であることを前提に、様々な課題の解決や児童の将来に向けたよりよい教育環境を提供することを第一に考え、常光小学校を閉校とし、鴻巣中央小学校との統合に向けて条例の一部を改正するものです。

説明は以上となります。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(野本) では、議案第76号について幾つか質問をいたします。先日、議場での本会議の議案質疑のときに結構やり取りがありましたので、そのところからも含めて伺いたいと思っております。

地域に対する、あるいはPTAに対する意見交換、あるいは説明等があったというふうに伺いましたが、その中で反応についても議案質疑の際

の答弁がありました。その賛成、反対という立場が、意見があろうかと思えますけれども、まずは反対をされる方の理由というのは、どういう反対理由なのでしょう。

（教育部副部長兼教育総務課長）それでは、お答えを申し上げます。反対される方の理由ということでございますけれども、やはり小規模校におきましても人数が少ないということでメリットがあるというような理由ですとか、あとは例えばスクールバスが走れば反対ではないよとか、そういった意見ですとか、何よりも地元の方たちにとりましては、長年親しんできた学校がなくなってしまうということはやはり寂しいと申しますか、断腸の思いがあるのかなというふうに感じております。以上です。

（野本）大規模校よりも小規模校のほうがメリットがあるということが理由だったのですね、1つは。それから、親しんできた学校がなくなるのは寂しいというのは、これは保護者なのでしょう、それとも地域なのでしょう。

（教育部副部長兼教育総務課長）主にそういった意見、今までの意見交換会の中では地域の方のほうが強いかなというふうに思うのですけれども、保護者の方も当然、子どもたちが通った学校ですので、なくなるのは寂しいとみんなが思っているというふうに感じております。以上です。

（野本）今度は賛成について、直接の賛成というような意見があったのか、あるいは反対ではないというイメージなのか、その辺はいかがでしょうか。

（教育部副部長兼教育総務課長）私を感じたところでは、やっぱり子どもたちがどんどん減少していく中で様々な教育活動、例えば集団でのバレーボールに支障があるですとか、グループに分かれての学習活動に支障があるですとか、そういったところで統合に賛成されるという方がいらっしゃるところで、やっぱり子どもが少なくなってしまうと仕方がないというようなことで考えられているのではないのかなというふうに感じております。

以上です。

（野本）一方で、今年度から中央小が笠原小学校と統合して今までよりも規模が大きくなったわけですけれども、そこからの教育部が感じる、検証といいますか、よい効果がどのようなものがあったかというのはどんなふうに見ているのでしょうか。

（教育部副部長兼教育総務課長）特に笠原小学校の児童についてでございますけれども、最初はやっぱり、統合前は、新しい学校に行くということで様々な不安が子どもたちもあったのではないのかなと感じておりました。ただ、朝スクールバスに同乗しておりまして、本当にもう2週間ぐらいたちますと、みんな学校が楽しい、友達がたくさんできてうれしいですとか、そういった感想をいただいております、やはり子どもたちというのは様々な考えと申しますか、いろんな同世代のお子様たちに触れ合うことで楽しみが生まれると思えますし、心の成長のほうもしていくのではないのかな、少ない人数よりも多い人数のほうでいろいろな意味で刺激があつていいのではないのかなというふうに感じております。

以上です。

（野本）先ほどの少ない人数ではできない活動、大人数ではできるようになるという部分で、中央小学校では今までよりも何割くらい人数が増えて、そのような活動が効果を出しているというような見方というのは、教育部はどういうふうに捉えているのかを伺いたいと思います。

（教育部副部長兼教育総務課長）笠原小学校から鴻巣中央小学校に統合したときに、笠原小学校のほうで令和3年5月1日時点では全校生徒44人という形でございます。一方で、鴻巣中央小学校のほうは371人ということで、約1割ちょっとですか、人数のほうが増えたという形になるかと思えます。そうした中で、やっぱり同世代の子どもたちが増えるということで、クラスの数が増えるかどうか若干微妙な部分ではあるかと思えますけれども、クラスが増えることで教職員の数もたくさん増えますし、いろいろと先生たち、大人と関わる機会も子どもたちも増えてくるのではないのかな。また、中央小学校の子たちも今ま

では違いまして、今まで自分たちが過ごしてきたところとは違うところの学校から子どもが来るということで、そういった子たちからいろいろな影響を受けて、視野が少し広がってきたのではないのかなと、このように感じております。

以上です。

(野本) この議案ですと、令和6年4月1日から統合するという条例の改正になりますが、令和6年4月1日以降は、中央小学校の児童数というのはまたさらにどのくらい増えていくということになるのか伺います。

(教育部副部長兼教育総務課長) 今現在、鴻巣中央小学校が、令和4年5月1日現在の児童数が411人ということでございます。ここに常光小学校、来年は6年生いなくなってしまうので、ちょっと人数変わってくるのですが、令和4年5月1日現在ですと116人ということでございますので、約100人くらい増えるということでございまして、500人くらいの学校になるということでございます。いずれにしましても、教育委員会が目指しているのは12から18学級というところが適正規模ということで考えておりますので、その中で収まってくるのかなというふうに思っております。

以上です。

(野本) 令和6年4月1日以降、おおよそ500人規模の小学校になるということですね。そうすると、大体1学年の平均的なクラス数というのが、単純に計算はできないけれども、おおむね何クラスくらいの学校になるのか伺います。

(教育部副部長兼教育総務課長) おおむね2クラスから3クラスくらいになるのではないのかなと捉えております。

以上です。

(野本) 市内では、そのくらいの規模の小学校というのはほかにあるのでしょうか。どのような学校がありますか。

(教育部副部長兼教育総務課長) 市内で500人規模の学校ということで申し上げますと、下忍小学校ですとか吹上小学校、田間宮小学校が該当す

るのかなと思います。

以上です。

(野本) それでは、また中央小学校の関連になりますが、中央小学校は鴻巣中学校区になると思います。鴻巣中学校の学校区に通う小学校というのは、現在でいうと東小、中央小、常光小、あとは南小でよかったですでしょうか。

(教育部副部長兼教育総務課長) その4校でございます。

以上です。

(野本) そうすると、令和6年度になると東小と中央小と南小ということになりますが、今度は、今までは小規模校だったところが6年度以降なくなって、ある程度の規模同士の小学校が鴻巣中学校に行くということになりますが、そうすると小規模校の構成は変わってくることになると思うのですが、東小、南小、中央小の人数のバランスというのはいかに変わることになりますよね。その辺は、いわゆる中1ギャップという部分で、今まではその対象だったところはもう解消されていく、けれども別な形、構造になるのかなというふうに思うのですが、その辺はいかがでしょう。

(教育部副部長兼教育総務課長) 今までは常光小のほうが一番少ない学校ということで、職員の中でもやっぱり常光小のお子様がいる職員がおりまして、感想を聞いたときに、子どもがすごく学校へ行くとき不安がっていたということをお聞きしたことがあります。また、私も小谷小学校の出身ということで、小規模校から当時大規模校だった吹上中学校に行ったのですが、すごく不安だったという記憶がございます。そういったところが常光小の子どもたちは解消されて、代わりに例えば東小学校なんか252人ということで、その4校の中で一番人数少なくなってしまうのかなと思うのですが、その辺りはちょっと影響があるのかなというふうには思いますが、いずれにしても小規模校ということではないので、そんなに影響はないのかなと思っております。

以上です。

(野本) まずは、小規模校というものについては、今の現状の問題は解

消できるというふうに今答弁があったというふうに認識しております。改めてこの笠原小学校の統合、そして今度常光小学校について取組がされていると。これらというのは、やはり一貫した教育方針にのっとって今後の展開も考えていかなければならないと思いますが、本来最初に質問すべきなのですが、教育部長に伺いたいと思いますが、鴻巣市の学校教育の方針という部分で統合を進めていくという、基本的な方針というのが柱となって進めていくというふうに考えますが、今回の条例改正をしていくに当たって、笠原小学校のときも同じかなとは思いますが、改めて教育の方針、今の副部長とのやり取りにもそれがかいま見られてきたかとは思いますが、その方針にのっとって今回の統合を取り組んでいくという、その肝となる部分をお聞かせいただければと思います。

（教育部長）まず、適正規模、適正配置の取組についてどのように進めるかというところは、やはりこれまでも申し上げたとおり、平成27年の適正規模、適正配置の基本的な考え方、その中に小学校の再編については存置の基準というのが2点ございまして、その一つとして今回は小規模校、単学級になった場合は存置の基準の中で学校の再編というのは考えていくものですということで、それはぶれずに教育委員会の中では考えているところです。それが、では教育的なところでどうかというのは、これまでやはり申し上げたところで、ダイナミックな授業とか、やっぱり少人数ですと、これまで笠原小学校との統合を見ても、児童の変化というのはよく手に取るように分かりますので、それはぶれずにこれからもこの考え方で進めていきたいというふうに考えております。

（野本）小学校の再編あるいは統合というのは、地域にとってはマイナスに感じる方も多くいらっしゃるのかもしれませんが、ただ子どもたちの将来をつくっていくという部分では非常に有効であるというふうに今の答弁から感じるわけですが、市全体として子どもたちを育てていくというその辺がやはり考えにあるということでしょうか。

（教育部長）今野本委員がおっしゃるとおり、市全体として子どもたち

の学習環境を整えていく、健やかに育つように子どもたちに教育的配慮を進めていきたいというふうに考えております。

(加藤) 本会議でもいろいろと質問も出たり、今前任者もいろいろ質問も出て、答弁があるのですが、結果的によりよい環境を子どもたちのためにつくるといふような結論が何かの折に出ていたし、今日ももちろんそういう話が出ていたと思うのです。先ほどの反対の理由というふうなことは、人数が少ないので、いろんな団体ですることができないとか、スクールバスが出るから、逆にそれなら賛成だというふうなこととか、あと長年の学校がなくなる、その歴史も大事ですけれども、ただやっぱり長年あったからなくなるのは反対というのはどうなのかなというふうに思うのです。やっぱり一番何をすべきかというのは、もちろん子どもたちにとってよりよい環境をつくるというか、環境が一番だというふうに思うのですけれども、先ほどの説明の中ではなかったのですけれども、30日の答弁の中に、今の1年生が9人いる中、女の子が3人で、1人帰り、お二人が放課後児童クラブに行ったので、1人になってしまう。だから、どうというふうな答弁があったと思うのです。私も適正配置の審議会の傍聴をしていたときに、その審議委員さん自体がまさにその当事者だったのかなと思うのですが、1人で登下校するのはというので毎日送迎をしているという話も、審議委員さんからのそんな話も出ました。でも、それは今現在のことであって、これから1年生に上がる子が、もし常光小学校がそのまま継続されたときに何人いらっしゃるのか、数字的なことは推移として資料にも出ていますけれども、その地域の方がどうかって、やっぱり自分のお孫さんが歩いていくのは大変だし、心配だから登下校を保護者なり家族がやっているというのは、それは全く本当に、もちろん心配されたというのは分かるのですけれども、でも本当にそれは今の環境のこの話ですよ。でも、これから先、今100人以上いる学校がだんだんと70人とかの2桁の数字になっていくという推移もあるわけですけれども、これから先、その先ですよ、令和10年以降のところに行ったときには、もう全然先は見えない、見当もつかないわけですが、そういうもともとその地域の方はそこに学校が先にあったか、

もう大昔、先祖の方がそこに住んだのかどうか、それは地域のこと分かりませんが、ただ本当に今現在のことを考えてどうということではなくて、やっぱり、ただ遠いからスクールバスを出せば安全だ、安心だということにはイコールには私はならないというふうに思っているのですけれども、そういう本当に審議委員さんの中で自分のお孫さんの状況があれなので早くに合併してほしいというふうなことがあるという、本当に約百何人かの人に意見聞いたということですが、でもそこは累計の人数であって、本当に実人数というのは何か先日では分からないという話もありましたよね。いろんな対象者と5回、6回の意見交換会したときに百数名の方が出席だというふうには統計ではなっていますが、実際本当にその人たちだけの意見でそれをよしとしての決定を考えているのか、意見を聞く、聞くというふうなこと言っていますので、その方たちの意見ももちろん重要視しているのだと思うのですが、ただそういうことで、100ちょっとの方で、意見は意見として大事にすべきだと思うのですが、本当にその意見をどこまで生かして行政は進めていこうというのがちょっと見えないのです。意見は聞きますよと言いつつも、もう基本的にはこうすべきというふうな基本的な考えがある中でそういう意見を聞くというふうなことの今進め方をしているわけですから。では、例えばスクールバス、統廃合することによって適正配置ということで、スクールバスを出さないというふうになって、取りあえずは、でも統廃合しますよとなったときの反応はどんなふうになるかということをもまずは考えたことがあるのか、検討されたことがあるのか、まず1点お聞きしたいと思います。

（教育部長） それでは、常光小に関して申し上げますと、先ほど加藤委員がおっしゃった、私が議案質疑の日に答弁させていただいた一例、女の子が3人で、1人で帰らなければならないというのは単なる一例でございまして、そのほかにも当日私答弁させていただきましたけれども、常光の通学区域ですけれども、鴻巣中央小学校に入りたいのですけれども、どうですかという相談は何件も受けておりますし、そのほか説明会を、意見交換会を実施したときに確かに反対される保護者の方いらっしゃ

やいましたけれども、終わった後に、会場では発言がやはり、反対の方が一人で長い時間取られていまして、なかなか聞きたいところが聞けなかったというところで、皆さんから後ほど漏れ伝わったところでは、もう中央小学校といついつ統合するという話を聞いたかったという保護者の皆さんのご意見とかもありましたので、決して1人の方の帰る時間が1人で寂しいからというだけを取って統合という考え方ではなくて、いろんなご意見がある中で検討したお話でございます。

それと、スクールバスが出なかったらどうなるかということ想定しているかという、それは基準の中で、国の基準では4キロという基準がありますけれども、鴻巣の場合2キロというところでスクールバスというもう基準がありますので、それを使わないときはどうするのだという想定はございません。

以上です。

（加藤）今、最終的な質問の中のスクールバスを出さないというふうになったときにはということ、そういう想定はしないという今答弁だったかと思うのですけれども、それは、ではもう統廃合する、適正配置の中でのそういう統廃合を考える中では、もうスクールバスありきということ考えているということになると思うのですけれども、でも本当にスクールバスありきでなくて、とにかく児童数が少なくなっている。だから統廃合するのだというその目的一本でなったときに、今早くに統合してほしいというふうな賛成の方もいらっしゃるというのはもちろん分かるのですけれども、でもそれはやっぱりスクールバスありきの話だから、そういうふうになってくるのかなというふうなことを考えるのですけれども。

（教育部長）まず、桶川境にお住まいの常光地区の通学区域の範囲といいますと、桶川の境の方もいらっしゃいます。そこに児童がいるかどうかはちょっと別として、そのくらいの距離がある中でスクールバスを出さないという判断はまずできないというふうに考えています。鴻巣中央小学校まで歩くのは不可能であるというふうに考えております。ご相談があった方は、中央小学校の通学区域と比較的近い方、2キロはない範

圏の方です。ですので、実際その方が鴻巣中央小学校に来るとすれば徒歩圏内の方です。そういう方たちでも鴻巣中央小学校に行きたいというご相談をいただいたというところですよ。

(加藤) それは、距離的なことだけでなく、そういうふうに2キロ以内の方も賛成だというふうなことの声が聞こえているという話ですよ。今の答弁です。それは遠い、近いということだけでなくなのですけれども、ただやはり2キロ以上離れていて、スクールバスが運行されるというふうなことを聞けば、歩いていくにはとても行けないけれども、スクールバスが出るのなら、そのほうが逆にいいよねというふうなことでの賛成をするという方がいらっしゃるのではないかなと、そういう意味で聞いたのです。そういう歩いてこれる人だけではなくて、だから全体的に今現在通学している人たちの中での賛成と反対というのはどの辺の割合なのか分かりませんが、ただ、やっぱり今の子どもたちだけのことを考えるということではないと思います。これからどこで赤ちゃんが生まれるか、令和10年以降にどこで赤ちゃんが誕生するかもあるわけで、そういう人たちの先のこと、本当に子どもたちの環境って、いい環境というのはどういうことなのか。先ほど答弁の中にも、人数が少ないと集団でするバスケットとか、そういう球技大会とか何か5年生あるわけですが、そういう球技もできなくなってしまうとかあってあるかと思うのですけれども、それは幾らでも方法論はあると思うのです。単校でやるのではなくて、もう本当に少ない学校なら少ない学校で、2校を1つのチームでそういうところに出場するというか、参加するというふうなことだっただけでできると思うし、それは方法論は、ただ本当に人数が少ないからそういういろんなことができなくなってしまうというのは、今現在やっているやり方ではできないかもしれないのですけれども、そういう方法論は幾らでもあると思うのです。私自身も、もう本当に1桁の5人前後、どの学年も5人前後というふうになっていたときには、それは何かの方法でやはり考えなければと思うのですが、まだ10人程度の中でいくということは、やはり子どもたちにとって本当に目の行き届く教育、そういう教室内での授業であれば、本当に少なければ少な

いほど目の行き届いた教育ができるというふうに、私も教員ではないので、どの辺までどうかということは実質的に分からないのですけれども、想像する中では、やっぱり30人いる、中央小学校に行くとき先ほどの人数からいけば2クラスから3クラスということは、もう30人は超えると思うのです。500人以上になるわけですよ。そうすると、1学年平均すると100人以上の学年になるわけですから、そうすると30人を超えるとなると、本当に今まで常光小学校の子たちは1学年1クラスで目の行き届いた教育、学習をされた中なのに、そんなにいたら本当に教職員としても、10人を見るのと30人を1クラスで見る、見てくださいといっても、1人の目ではなかなかそこまで目が行き届かないのが現実ではないかと思うのです。なので、やっぱり今現在そういう小規模だというふうなのは、もちろん実質そうだからどうしようもない話なのですけれども、そういった小規模校の学校をいかに生かしていくかということを考える必要もあるかと思うのですが、その辺は一向に、やっぱり子どもたちにとってよりよい環境は人数の多いところがいいような、そういうふうなことでいつも答弁があるのですけれども、多いのがいいのか、少ないのがいいのかってはっきり数字で出るわけではないかと思うのですが、その辺、多いとどういう、球技大会とかそういうことではなくて、何がやっぱり本当に、統計的ではないのですけれども、実情としてこういうことが多いのがいいのだとはっきり何か見えるものがあるのかどうかお聞きしたいと思うのですが。

（教育部長）先ほど加藤委員から子どもの数が1クラス5人とかになったら仕方がないのかなというお話ありましたけれども、そのときになって適正規模、適正配置ということ、再編を考えたら、1年後、2年後という先になりますので、間に合いません。ですから、今常光小学校については子どもたちの数がもう極端に減っていくというのは目に見えていますので、今から準備をしていかないと、そのときになって間に合わないというところから今考えているところなのですけれども、まず教員、小規模校においても先生たちは非常に一生懸命取り組んでいます。決しておろそかにしているわけではありません。ただ、小規模校ですと1学年

1人、1学級ですと、先生はその学年で1人です。当然に子どもの数が少なければ、教室の場面ではその先生がきめ細かに一人一人の児童の様子とか見ることはできます。ただ、学校全体で見ますと先生の数って非常に少ない。でも、実際は校務と言われるものがありまして、例えばそれは校務が20あったとすると、例えば6学年で6人の先生で見る、20を6で割って、1人が持つ校務が2つ、3つ、多い先生ですと4つの校務を持たなくてはならない。ですけれども、適正規模の学校であればそれなりの人数の先生がいらっしゃいますので、1人1つの校務を持つという事で、まず先生の負担が少なくなります。負担が少なくなるということは、教室外で先生が放課後とかのときに、校務が少ないですから、その分子どもたちにどういう学習をしていけばいいとか、子どもたちに向けられるそういう研究とかが先生の中で考えられる時間が余裕あるというところから、ある程度の適正規模の学校が教員の部分においても非常に効果があるというところなんです。子どもたちの学習の部分については、これまで申し上げてきたとおりでございます。

以上です。

(加藤) 先ほど5人前後とか、そういうふうになったらという、それは一応令和10年ぐらいには七十数名まだ存在するという予定になっていますよね。なので、ではこれから、来年、5年ですから、7年、8年ぐらいになっていったときに、その先、また3年先のその推移というのが見えてくるわけですよ。ですから、今ここで即令和10年度までの推移を見るのではなくて、あと3年とか、そのときになってもまだ、すぐ1年、2年ではできないという、それはもちろんそうだと思うのです。でも、まだ3年ぐらいたっても、その後の推移は3年後ぐらいまで出てくるわけですから、そのときにでも考えてもいいのではないかなというふうにも思います。

それと、先ほど先生が今でも多いところおろそかにしている、そんなこと私は一切思っておりません。ただ、人数が多いと目が行き届かないのではないのかなというふうに言っただけで、おろそかなんていうことは一切思っておりません。先生もそこは一生懸命やろうと思っても、1人の

目では見切れないのではないかな、少人数のほうがより一層子どもたち一人一人にそういうことができるのではないかなというふうに。小規模校の学校ですと、もう本当に1年生から6年生までの児童の名前を全てやっぱりほかの学年の先生方が今全部覚えてくれているのです。ところが、500人以上になったら、もう本当に自分の学年、2クラス、3クラスあったら、ほかのクラスの子どもたちの名前すら先生も覚え切れないということが実際あると思うのです。ですから、校庭で先生が子どもに会っても、名前を呼んでいろんな先生も接することができるとか、本当にメリットがいっぱいあるのは私も実際見ているものですから、やっぱり小規模校、ましてやWHOでもこれは本当に理想の数字だと思うのですけれども、各学校100人程度というふうなことでできれば一番理想ですけれども、そこまでいかないにしても、今100人以上いる中でやっぱりもう少し考えるべきだというふうに思っているのですけれども。

(教育部長) 児童の名前、全学年覚えていただけるというのは非常にいいことだと思います。ただ、1学年1人の先生ですと、何か先生がつまづいたときに同じ学年で相談できる先生はいらっしゃいませんし、例えば子ども、児童で課題がある、何か問題が起きたときにどうやって解決していくかというのを多くの先生たちの中で情報を共有したりして解決に導くという部分については、やはり先生たちがみんな同じベテランではありませんので、そういうところの経験値といいますか、そういうところも皆さんでお話ができる、そういう機会としてはやはりある程度の人数のいる学校というところで考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時44分)

(開議 午前9時44分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(菅野) いわゆる住宅が増えるか増えないかということも子どもの数と

関わるのだというのを実感するわけですがけれども、郷地地域にはもう子ども、要するに宅地造成されて新しい人が入ってくるとか、そういうことはほとんどもう考えられないということなのではないでしょうか。常光小学校の範囲では。

(何事か声あり)

(菅野) 間違った。常光小学校は郷地ではない。

(教育部副部長兼教育総務課長) では、お答えを申し上げます。

やっぱり少子高齢化というのは全国的な問題でございまして、常光小学校の通学区域におきましても、今後急激に住宅が増えるですとか、そういった予想はなかなか難しいのかなというふうに考えております。今までもちょっとずつ児童数が少なくなっているという現実もございしますので、まずはそういったところの対応をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

(菅野) 常光小学校の範囲に市営住宅がありますよね。何棟か連なっていますけれども。1階建ての。ああいうふうに住宅を市民のために造るという、そういう計画もなく、常光小学校の近くにある市営住宅は、亡くなったりしていなくなればどんどん潰していくという、そういう方向性だと考えているのですか。それとも、どういう状況でも市民が、きれいな市営住宅なら入る人もいるし、北本のほうに行けば近いですから、あそこも。鴻巣の駅に行こうと思うと遠いけれども、北本の駅のほうに行くのなら割方近いと思うので、そういう市営住宅を建てるとか、建物のそういうところとの関係を絡めての常光小学校の廃校につながる部分というのはないのでしょうか。廃校にしないで続けられるという方法は何か考えたこともないということなのではないでしょうか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時47分)



(開議 午前9時47分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(菅野) 小学生の入ったばかりの子どもがいろんなことを口に出して先生に言えるということはないと思うのです。やっぱりそれは親や周りの人を見て、どういう状況で、例えば人数が少ないからうまく交流ができていないというふうに考えるのか、それとももっと行政のほうでここをどうにかすれば少ない人数でも学校が続くのではないかと、そういうことというのは考えたことはあって、何らかの方法というものはあるのでしょうか。今まで考えたことが。少ないからやめてしまうということばかりではないと思うのです。そこら辺をちょっと。何らかの形で前進ができないのかと思うのです。

(教育部副部長兼教育総務課長) 小規模校でもやっぱり先生方いろいろな工夫をなされて、例えば近くの学校と交流をしたりとかというのは以前からも、例えば林間学校と一緒にいくですとか、そういったことはされてきたかと思います。また、今 I C T 教育環境のほうが整っておりまして、子どもたちが手軽に自分たちの学習者用端末を使って、通信ではかの学校と交流するということができるようなことにはなってきておりますけれども、いずれにしても人間同士実際に会って話すことでいろいろ感じるものってあるかと思います。そういったところの部分というのは、やっぱり常にある程度的人数の中でいろいろな刺激を受けている子どもたちと、小規模校の少ない人数の中で過ごしている子どもたち、また自分の立ち位置と申しますか、友達関係も固定化してしまうということもございます。そういったことを考えたときに、今のこの適正配置を進めるというのが一番いいのではないのかなと、教育委員会ではこのように考えております。

以上です。

(菅野) 笠小がもう何年かで廃校になりますよね。それで、今度は常光小と。

(何事か声あり)

(菅野) なったよね。今度は常光小。でも、笠小は跡地をどうするかというふうにはなっていませんよね。学校はまだ建っていますよね。ですから、この間公民館まつりも行ってきましたけれども。ですから、常光

小にしても、例えば廃校にしたからといって、中央小に行ってバスで送り迎えしているにしても、常光小の跡地を、学校ですからグラウンドもありますから、かなりの面積ですよ。そういうのも含めて、子どもたちを少なくすることでそういう場所などは今後どう生かしていくというふうに考えているのでしょうか。少ない人数でも広い場所で伸び伸び学べる、そして先生も少ない人数で教えていただく、それが私は教育の本来の目的だと思うのです。少ないから、バスで連れて行って、いわゆる効率的に1クラス40人ぐらいにまとめたほうが切磋琢磨していいというふうになるかどうかというのは考え物だといつも思っているのですけれども、ここら辺についてお聞きします。

（教育部副部長兼教育総務課長）小規模校のよさはあるということは承知をしておりますけれども、私の体験でございますが、私も小規模校で育った人間でございます。やっぱり入る前に、その前の保育園も少なかったのです。行っている友達が1人か2人しかなくて、クラスが三十数人いたというところで、そういったところで、もう最初からなかなか友達関係、入っていくのが難しかった。そのまま6年間過ごして、自分の立ち位置もそんなに、クラスの立ち位置も変わることはなかったというところなのです。それが中学校へ行きますと9クラスございまして、友達のほうはかなり増えまして、そこで自分の立ち位置が変わると申しますか、いろいろな変化がございます。そういったところで、いろんなことにチャレンジしてみようですか、本当に仲のいい友達ができたりですか、そういった環境の変化があったということがございまして、そういったことから、やはりある程度の人数がいるところで子どもたちというのは社会性を育むと申しますか、そういったのが大事なことではないのかなというふうに思うことから、適正配置、適正規模校ですね、12から18学級のクラスがある学校がいいのではないのかなと、このように感じているところです。

以上です。

（菅野）切磋琢磨するのがいい教育だということですがけれども、それも教育の中に一つあると思いますけれども、本当に一人一人が自分の考え

の中で暮らしていけるという、切磋琢磨して、みんながここまでできるのだから、この人は駄目だというのではないと思うのです。社会に出たとき、ではそんなに変わるかという、学校と社会とはつながっていると思うのですけれども、社会に出たらどんな人が上に上っていったらどんな人が下がるかなんて分からないわけです。ですから、教育に関しても少人数学級でも私はしかるべきだと思うのです。それは5人、3人というのはあれですけれども、1クラスが30人、20人でも行き届いた教育になると思うし、今とにかく受験になるとほとんどの子どもが塾に行っています。いわゆる学校でついていけないわけですよ。だから、塾へ行くわけですよ。受験戦争を超えられないと思って。ですから、そこは今のいわゆる4クラス、何クラスとあればいいというふうに、高校進学のことと絡めるとどう思っているのでしょうか。ほとんど塾へ行っていますよね、お金かけて。そうしないと受験が追いつかないというわけです。そこら辺と小学校の人数、教育の在り方、それからいわゆる現実の実態と比べてどうなのか。それから、常光地域はほとんどもう入ってくる人はいないということなのではないでしょうか。安くてよい土地でといえば分家する人がいたり、入る人がいるとか、新しい市営住宅を、安くてきれいな市営住宅を建てるとか、そうすれば入る人いると思うのです。そういうほかの政策と合わせて子どもたちのことも考えるということは、どうできるかということをお聞きします。

（教育部副部長兼教育総務課長）塾でございませけれども、必ずしも学校の授業についていけないから塾に行くということもないのかなと思います。やっぱり私も1人子どもがおりますけれども、親としてみれば少しでも子どもの成績を上げたいという、そう考えることから塾のほうに入れるのではないのかなというふうに思います。私の時代ではあまり塾に行っている子はいなかったのですけれども、それでも決して学力が劣っているかと申しますと、そういったことはないのかなというふうに思います。家で勉強するのか、塾で勉強するのか、そこで当然指導者がいれば勉強ははかどるとは思いますけれども、やはり個々のご家庭の考えで塾のほうは行かれていますのではないのかなというふうに思います。

それと、人数が増える施策ということでお話のほうがございましたけれども、教育委員会のほうでは、そういった例えば市外の方にどんどん市内に来ていただけるようなそんな施策というのは、メインで考えると、そういった課ではないのですが、ただ教育委員会としましては魅力的な小中学校、今ICT教育盛んになっておりまして、最先端なネットワーク環境ですとかICT教育環境がございます。そういったところを研ぎ澄ませることによりまして市内に多くの方に来ていただきたい、子育て世代に、多くの方に来ていただきたいと、そんなふうには考えているところです。

以上です。

(委員長) おおむね1時間たちましたので、15分の休憩を取りたいと思います。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時57分)



(開議 午前10時15分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(金澤) それでは、議案第76号 鴻巣市立学校設置及び管理条例の一部を改正する条例について何点か質問させていただきます。

基本的にこの一部改正条例についてはやむを得ないという発想の中で質問をさせていただくわけですが、学校の統廃合というのは、私も年を取ってあれですけども、旧鴻巣地区の場合には東小学校があって、それが人数が多くて南小学校ができて、それでさらに大きくなったので中央小学校ができたということ。また、昭和の時代の合併によって箕田とか常光とか笠原とか馬室とかというところが入ってきた形の中で、中学校については、また逆に統合しているのです。鴻巣中学校をはじめ、北中、西中、南中という形で。私なんかは中学校のときは13クラス。私なんかは13クラス。それで、1教室が50人以上というところで勉強させていただいたという過去の経緯があるのですけれども、そういうものを踏まえただ中で、今回の常光小学校を廃校するとなると、議案質疑の中でもあり

ましたけれども、ではその後の学校に依存していたものがいろいろ、その地域のコミュニティーとかいうのがあると思うのです。強いて言えば防災避難所、これは小学校になっていきますけれども、こういうものというのの維持というのはどういうふうに今後考えたらいいか、その辺をちょっとまずお聞きしたいのですけれども。

（教育部副部長兼教育総務課長）では、お答えをさせていただきます。笠原小学校、既に廃止となっております。こちらにつきましては、先日の議会の質疑の中でも部長のほうがお答えいたしましたけれども、笠原につきましては学校の廃止が決まる前からその跡地の話はしてほしくないというお話がございました。そういったことから、廃止が決まった後、市長部局のほうで検討して跡地については考えていったという経緯がございます。ただ、教育委員会としましては、今まで大芦ですとか、小谷ですとか、常光もそうですけれども、意見交換をしている中では、やっぱり皆さん跡地というのはかなり、学校が仮に廃止になった後どういうふうにされるのかというのにはすごく関心が高いというところがございます。そういったことから、今回の市内小中学校の適正規模及び適正配置計画の中でも、その他という中で、学校再編後の跡地の活用については適正配置等に関する取組と併せて地域からの意見等を踏まえた上で様々な活用方法を検討ということで計画の中にも入れさせていただいております。ですので、例えば常光なんかですと常光まつりを今後も継続していきたいですとか、あと体育館とかそういった施設をスポーツ少年団とか、そういった開放団体ですか、のほうは引き続き使っていきたいですとか、そういったお声をいただいております。そういったところをしっかりと把握をいたしまして、今後の活用等にはつなげていきたいというふうに思っております。

以上です。

（金澤）小中学校の通学区域審議会の中での今回の条例の変更という形なのだけれども、今お話しになった云々については、教育委員会の、名称はちょっと定かでないのだけれども、総合教育審議会というのかな、そういうのがありますよね。その上部団体。そういうところで検討する

ような形になっていくのですか。

（教育部副部長兼教育総務課長）今のお話は、総合教育会議の中でも答申のほうを市長と教育委員の皆様にも御覧になっていただいております。今お話ししたその他についても見ていただいているところがございます。実際の活用方法等につきましては、閉校後に様々な検討があるかと思えますけれども、繰り返しとなりますが、地域の方たちがどういった意向があるのかということ所で所管する課と申しますか、担当する課がいろいろ変わってくるのではないのかなというふうには思います。そういったところを総合教育会議等でも情報共有してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

（金澤）今回の条例の改正、これは適正規模、適正配置の考え方の中で平成27年に決まったことに対して推進しているという形で私も理解しているのですが、この中で例えば川里地区は、小中一貫校の関係なのだけけれども、令和10年ですよね。そうすると、平成27年からずっと考えても約15年ぐらいかかるような形になるのだけけれども、その中だとかなり全国的にも、また国際的な問題、いろんな問題があると、方針云々を途中で見直すとか、そういうものというのは考えられるのですか。

（教育部副部長兼教育総務課長）適正規模、適正配置の考え方につきましては、やはりその時代、時代によって考え直さなければいけない部分ですとか、見直さなければいけない部分があるかと思えます。そういったところにつきましては、また必要性に応じて適正配置等審議会を開催いたしまして検討してまいりたいと考えております。

以上です。

（金澤）前回の議案質疑の中でも、うちの会派の中野議員のほうから学校の廃止をした場合の学校の跡地利用についてちょっと質問しました。これはうちの会派の中でもかなりいろいろ話合いをしているのですが、廃止になった学校の跡地、これをどのように考えているかということで、当然学校の建物、校庭、また付随的にはプール等があるわけですがけれども、こういう廃止後の管理というのはどういうふうに、利用というのか

な、建物の利用とか、そういうものというのはどういうふうにお考えになっているのか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

（教育部長）跡地をどういうふうに考えているかというところでございます。まずは、地域の皆さんですとか保護者の皆さん含めて学校の廃止に伴う意見交換会というのは、我々が一番地域とお話をしている機会が多いことから、そういう廃止になった後のどういうふうを活用するかというところのご意見も多く受けているところです。その中で、例えば公園がいいですとか、今のまま校庭残してほしいとか、先ほど課長が申し上げたとおり、常光ですと常光まつりとか、そういうのがありますので、それを継続できるような形で残してほしいというご意見等も受けております。笠原のときは、先ほども課長が申し上げたとおり、廃校が決まっていなかったのに、その後の跡地利用について議論するのかというお叱りはかなり受けましたので、笠原につきましては少し後になってしまいましたけれども、今後につきましては、跡地も含めて地域の皆さんとお話をさせていただいて、例えば校舎の在り方ですとか、体育館とか、校庭とか、どういうふうを活用していけばいいのかというところを検討してまいりたいというふうを考えております。

（金澤）結局跡地は公の施設で継続利用する方向性を模索していかなくてはならないのかなということで、何でかということ、実際、地目的には市街化調整区域の中でほとんど、過去においては学校というのはできているわけです。公の施設だから、その土地が有効になっている。ただ、学校が廃校になって、もうそこは小学校としても機能しないから、行政としても見直しをするということになってしまうと公の施設ではなくなってしまうので、一般的には恐らく地目変更、地目的には市街化区域ないしは市街化調整区域云々になってしまうと思うのです。そうすると、かなりその後の利用というのは制限されてしまうという状況になってきていると思うのです。これは鴻巣市、本市だけの問題ではなくて、何か調べてみると他県では、やっぱり敷地の問題云々があるので、地目変更して工場用地とか住宅用地とかというふうに変更できるような県もあるようなのだよね。埼玉県の場合はまだそこまではいっていないと思うの

だけれども、文科省も学校の統廃合で推進しろといっても、現場のほうとしては、では跡地をどうするのかということ云々を例えば埼玉県教育委員会とか各市町村で検討すべきだと私は思うのだけれども、推進とその後利用、これを今後どういうふうに考えているのか。教育委員会に質問してもなかなか、ちょっと方向が違ってしまっているので申し訳ないと思うのだけれども、部長あたりはどういうふうにお考えですか。

（教育部長）金澤委員がおっしゃるとおり、学校というのは調整区域にあったり、市街化区域にあったりというまちまちな状況でございます。当然そこには用途指定とか用途区域がありますので、必ずしも全てが例えば公園になるとか、将来的にですね、そういうことではないのかなというふうには思いますけれども、まずは地域の皆さんのお声を聞きながら、あとは市長部局とどういうまちづくりをしていけばいいのかというところを検討していかなければならないのかなというふうに思っています。取りあえずは一つ一つ今常光小学校についての在り方については地域の皆さんと考えていくというところ。あと、ほかの学校も将来的にそういうところが見えてきたときには、やはり市全体でその活用の方法とかを考えていかなければならないというふうに考えております。

（金澤）私なんかの地域の人でこういうことを言っている人もおりました。東小学校と鴻巣中学校、将来的には人口が減ってくる。子どもたちが減ってくる。では、東小学校の地域に小中一貫をつくってしまって、今の中学校、それと県の女子校、あの辺を一体で何か開発できればかなりすごいものが開発敷地としては用地があるので、対応ができるのではないかという質問をされたことがあるのだ。そうですねというぐらいで行き詰まってしまったのだけれども、やっぱり統廃合云々の中では鴻巣市として全体的にどうするのだというのを将来的にお考えになっていくべきだと思います。その辺はいかがでしょう。

（教育部長）まず、学校だけの話と、あと、すみません、私の個人的な話になるかと思いますが。考え方になるかと思いますがけれども、これまでに合併して吹上は吹上中学校、吹上小学校、新しくなりました。今、計画としては、川里地区については、各小学校と中学校について今検討し

ているところです。鴻巣については、ちょっと鴻巣中学校、東小学校はかなり老朽化が激しくて、あと何年もつかというところも非常に考えなければならぬという中では、次は鴻巣地域の中で義務教育学校なり小中一貫教育というのを推進していくモデルとなるような学校づくりが必要なかなと思っています。女子校の在り方についても、県からは女子校の廃校の話も以前はありましたけれども、何とかこの間の新聞ではそこに名前が載っかっていなくて安堵しているところですけども、そういうところも含めてあの地域全体のまちづくりといいますか、学校づくりを考えていかなければならない時期が来るのかなというふうに考えております。

（金澤）最後の質問させていただきます。今回の常光小学校でちょっと気づいたのですけれども、小中学校の通学区域審議会で、当然鴻巣市立ですから分かるのですけれども、地図を見ると北本の小学校のほうがすごく近いのだよね。それで、埼玉県の教育委員会が主管であるのだから、もうそろそろ市立云々というのをある程度地域で考えて、そちらにも通学できるような、何かそういう例外的なものも今後あってしかるべきだとは思うのですけれども、その辺の考えというのはありますか。

（教育部参与）取りあえず市をまたいでいく話になりますので、我々の市だけでは何ともできないことかなというふうに思います。この辺のところについては、県も含めた制度的なもののご助言をいただくなど、そういうものが今後必要になってくると思います。今の時点ではちょっと想定ができないかなというところでございます。

以上でございます。

（潮田）皆さんがたくさん質問されましたので、通告はしてあるのですけれども、一応その通告に従って質問させていただきたいと思います。最初に、常光小学校の在学児童保護者及び未就学児のアンケートは、世帯に対してではなく保護者名で送っているのかを確認したいと思います。要はこれは、おじいちゃん、おばあちゃんと住んでいるところだと、そのアンケートに対して、保護者の声ではなくて、おじいちゃん、おばあちゃんの声のアンケートになってしまう可能性があるかなと思いまし

て、その点まず確認をしたいと思います。

（教育部副部長兼教育総務課長） それでは、お答えをさせていただきます。

アンケートでございますけれども、こちらにつきましては5月の広報と併せまして意見交換会の案内を全戸配布という形にしてございます。ですので、在校生の保護者へは保護者名宛てで送ったというのではないのですけれども、ただ意見交換会のご案内の中では明確に、常光小学校、令和6年から9年の間に鴻巣中央小学校との統合を考えているですとか、そういった文面を載せてお送りしてございます。また、その意見交換会等の中でも何かご意見があれば直接、こういった形でも構わないので、ご意見をいただきたいということで保護者の皆様には周知をしたという形でございます。

以上です。

（潮田） 以前に笠原小のときに言われたのが、やはりおじいちゃん、おばあちゃんと住んでいるお嫁さんの立場としては、子どものことを考えると中央小に行きたいのだけれども、そのことをアンケートに書くときには世帯としての答えになってしまうので、そこで発言権の強いおじいちゃんが絶対地域に学校が必要であるとなると、そのお嫁さんの声を書きたくても書けなかったという、とても切ない声をいただきました。やはり常光の地域のほうも3世代で住んでいらっしゃるご家庭も多いかなと思いますので、そこについての配慮をしていただきたいと思いますが、今の答弁からするとそれは十分にできているということでしょうか。

（教育部副部長兼教育総務課長） ご配慮ということでございますけれども、今現在もホームページでは意見のほうを募集しているというところでございます。今後も意見交換会も重ねてまいりますけれども、その中でその辺の、いつでも構わないので、こういった、電話でもファクスでも電子メールでも構わないので、ご意見がある方は直接教育委員会のほうにお寄せくださいということで周知してまいりますので、その辺りのほうは十分配慮ができていますのかなというふうに考えております。

以上です。

（潮田） そうすると、全戸配布で配ったアンケートと後からファクスやメール等で来たものの重さというか、それは同じというふうに思っ
てよろしいでしょうか。全戸配布のときには来なかった意見だとかと言われ
てしまうと、本当の意味での声はすくえないかなど。優劣をつけるわけ
ではないですけれども、そのレベルとしては同じというふうにと
っていただいてもよろしいのでしょうか。

（教育部副部長兼教育総務課長） では、お答えをさせていただきます。
意見交換会での意見、それとそういった電子メールですとかファクス等
での意見、またアンケートの意見ということで、優劣というのはどれも
ございません。教育委員会としては、様々なところからご意見を頂戴い
たしまして、市にとって、教育委員会にとって、鴻巣市にとってどのよ
うな対応をしていくのがいいのかなということを考えたいと思っ
ておりますので、全て同じ扱いで対応させていただきたいと思っ
ております。
以上です。

（潮田） 2番目であります。

少人数の学校だと音楽や図工、または音楽や図工の専門の教師がいるわ
けではなかなかできなくなるかと思えます。また、ICT関連に強い教
諭がいるとは限らないかと思えます。合唱祭や陸上競技大会、バスケット
大会、絵画コンクール、習字展、ポスター展、作文コンクール、感想
文コンクールといった通常の授業以外の取組は教師の側も兼務が多くな
りまして、過度の負担が必要とされるかなというふうに思うのですけれ
ども、場合によっては、先生としてはどんなに思いが深くても、時間的、
物理的な限界によって思うような指導ができない場合もあるかと思いま
す。子どもたちによい環境を整えてあげたい、いろんなコンクールだ
とかにも参加させてあげたいと思っても、それができないことがストレス
というか、苦痛となって、子どもたちにも、それはいろんなのに参加し
たいけれども、そこまでの余力がどうしてもないというような現状もあ
るかと思えます。現場の先生からはどのような声があるのか伺います。

（教育部参与） では、お答えいたします。

小規模校になりますと、確かに様々な業務を複数請け負っているのが事実でございます。一番現場の声で苦慮されている声を、校長など管理職から漏れ伝わってくる声を聞きますと、やはり教職員の研修に当たりまして様々な出張があるのですけれども、その出張をある程度制限をしないと学校運営が成り立たないということで、例えば夏休みの研修に変更してもらおうとか、どうしても行かなくてはいけない研修はするけれども、それ以外はちょっと精選をしてというような形を取っている。それから、陸上競技大会とか、子どもたちが絡んでいる市内の音楽会とか、それにつきましても1人の教職員が引率というわけにはいきません。安全面を考えて複数の教職員が行きますので、その辺のバックアップ体制を全校挙げて取っていく上では、やはり小規模校の先生方の負担は大きいものかと思っております。ただ、先ほど前任者、前任の委員さんのときに部長も話しましたけれども、小規模校の先生方は非常に一生懸命、またはいろいろ工夫して、または前倒しをしながら工夫して今頑張っているかと思っておりますので、大きな支障はなくできているかなとは思っております。

以上でございます。

(潮田) 現在もきっと先生たち一生懸命頑張ってくれているのだと思うのです。先生たちを楽にするための廃校とか、小規模校をなくすとかという意味ではなくて、子どもたちにとって、学校の授業もすごくもちろん大事ですけれども、それ以外のイベントでの思い出とか楽しい思い出とかというのがすごく大事なかと、心の中に残してあげることというのをつくってあげることが大事だと思っておりますので、今それを聞かせていただきました。それについては、本当に子どもたちがどこの学校にいてもそういう意味でいろんなことに参加ができるという機会をつくってあげることがすごく大事だと思っておりますので、今の答弁で現実大変ということは分かりました。

すみません、3つ目でありますけれども、笠原小学校が閉校に至った経緯の中から教訓とすべきこと、また取り入れるべきことは何か。これは、少子化の問題はもう本当に全国的な課題でありますので、ほか自治体の

先進例を学ぶ中から、常光小の今回の動きに対して調査研究した手法で好事例、よかった事例とか、こういうふうにするべきではないかというような事例があれば示していただきたいと思います。

（教育部副部長兼教育総務課長）例えば他市の状況ですとかはスクールバスの関係とかで参考にさせていただいたり、説明会の方法などにつきましても、羽生市ですけれども、地域ごとに実施しておりましたが、地域の方と在校生、保護者で温度差があり、十分な意見が得られなかったと、そういった話もありました。笠原地域でも当初、保護者や未就学、地域の方々一緒にして意見交換会を実施しておりましたが、同様の意見があったことから分散開催したりというところを考えているところがございます。ただ、地域によって実情は異なると考えております。同じような対応をするというよりは、そこでの事例を参考に、その地域に応じてどういった形がいいのかというので対策を考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

（潮田）今の答弁だと、本当に近隣のところのを調査したかなという感じがあるのですけれども、これ全国どこでもですよ。東京は東京で少子化が、また過疎化のことによる地域とかというものもありますので、もうちょっと広い範囲での調査とかというのは行っているのでしょうか。

（教育部副部長兼教育総務課長）まずは、近隣の担当者とは話がしやすいとか、連携が取りやすいというところで、まず近隣の市町村の事例を参考にさせていただいてはおりますけれども、委員おっしゃるとおり全国的に様々な事例があろうかと思えます。必要に応じていろんなところを、インターネット等で情報を得られますので、参考になる事例があれば、様々な形で伺って今後の適正配置等の意見交換会などに生かしてまいりたいと思っております。

以上です。

（潮田）私も東京の板橋出身で、今私の地元の小学校も中学校と統合する、義務教育学校になるという方向で進んでおりまして、それがやっぱりかなり地域にも、その前の段階で、地元の小学校がなくなるということ

で、たくさんのアンケートが行われたようです。教育委員会としても、ずっとホームページに、結構早い段階からたくさんの意見を求めるというコーナーがありまして、それで自分ももう全然そこを離れて久しいのですけれども、同級生仲間のラインでみんな意見出そうよというような声が出ていて、当然そこに住んでいる、地元そのまま住んでいる人からの意見もあり、また周りの意見もありといった、それは愛着も含めてですけれども、多様な方の意見を、全部聞いたからといってそれを受け入れられるわけではないにしても、もうちょっといろんな手法を使って意見をもらうというようなことは今後できるか伺います。

（教育部副部長兼教育総務課長）本市におきましても適正配置等の計画について意見を募集しますというのはホームページのほうに載っておりますので、こちらのほうは全国の方から意見はいただけるのではないのかなと思っております。また、意見交換会等も例えば授業参観ですとかそういった日に合わせて実施すると意見交換会に参加しやすいのではないかとのご意見もいただいておりますので、そういった対応もしております。さらに、その中でホームページ等で意見を募集しているというところをいろんな方たちに周知してまいりたい、また広報等でもまた今後様々な情報発信をする中で意見のほうも頂戴したいというようなことを載せていきたいというふうには思っておりますけれども、いずれにいたしましてもなかなか情報発信というのが広報、ホームページ、そちらがメインになってしまうと思います。それ以外で何かいい方法があるかどうかというのは今後ちょっと考えてまいりたいというふうに思います。

以上です。

（潮田）それをやるに当たって、ただ意見を下さいと言うと好き勝手な意見になってしまいますので、その経緯を丁寧に書いた上で、いつからこういう論議をしてきて、今こういう状況にありますというのが分かるように、いろんなところに飛ばないと見えないとかというのではなくて、それが分かるようにしておくことが大事だと思うのです。正しい情報というか、みんな言いたい放題言いますから、勝手な意見になってしまう。

そうではなくて、正しい情報を皆さんに出した上でやる必要があるかなと思います。それをやっぱりSNSとかでも定期的に出していくとか、こういうものを今審議していますというようなことを発信していくというのも必要かなというふうに思いますが、そういった丁寧な説明、今に至るまでの丁寧な説明とかというのも今後きっちりと載せていただけるということでよろしいでしょうか。

（教育部副部長兼教育総務課長）今現在は、そのアンケートのページには、鴻巣市立小・中学校適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方、それと諮問書のほうが載せてございまして、そちらを踏まえた上でご意見下さいというふうな形にはなっております。今後におきましては、潮田委員のおっしゃるとおり、例えばSNSですとかそういったところの活用も視野に入れてまいります。たまたま今回市のホームページのほうを、システムのほうが入れ替わるということで、いろいろ見直しもやっているところでございます。そういった中で、できるだけホームページを御覧になる方が必要な情報を把握できるような工夫をしてみたいと、このように考えます。

以上です。

（潮田）次の4番目でありますけれども、先ほども前任者の質疑の中でもありましたけれども、常光地域は、常光まつりを見ても、本当に地域の皆さんの協力とか地元企業の協力、すごく強いかと思えます。私が知る限りでは、あそこまで地域の事業者とかが関わってくれているってなかなかないかなと思うのですけれども、必ずしも自治会の役員、先日の本会議の中でやっていた、議案資料で出ていたものかな、どういう会議体で説明をしたというのがありましたけれども、そこにも自治会の役員との、約15人のというのでありますけれども、必ずしも自治会役員と常光まつりの実行委員会と役員が同じとは限らないのではないかと思うのですけれども、そうした地域への愛情を持った方たちに丁寧な説明というのは行ったのでしょうか。

（教育部副部長兼教育総務課長）今まで地域の方たちへの情報発信ということでございますけれども、適正配置等審議会の委員には自治会連合

会の会長にご参加していただいております。会議の中でも審議会の内容につきまして地元の方たちに情報提供していただきたいということでお願いをしております。加えて、6月12日、先ほどお話ございましたけれども、地域の方々に意見交換会を行ったのですが、ちょっと参加者が少なかったということでもございました。そのほかにも、9月18日の自治会連合会の会合に、先ほどもお話ございましたが、参加させていただいて、説明をさせていただきながら、様々な地域の方の代表の皆様には情報発信をしているところでございます。それ以外の方につきましては、やはり繰り返しになってしまうのですが、広報ですとかホームページということで情報発信するしかないのかなとは思っているところなのですが、今後も地域の皆様方には、何かしら工夫をしながら、できるだけ今回の適正配置の取組が伝わるようなことを考えてまいりたいというふうに思います。

以上です。

（潮田）本当に地域の熱があるところだからこそ、よく理解をしていただいたらきっと物すごく知恵を出していただいたり、協力をいただける地域ではないかなというふうに思いますので、ぜひともそれはお願いをしたいと思います。それに、先ほど前任の方もおっしゃっていましたがけれども、跡地利用の件での、それもやっぱり今から調査をしておくことは必要かなと思います。実際にはいろんなところのいろんな事例があるかと思うのですがけれども、私は前に議会でも1回提案したかな。イングリッシュビレッジにするとか、そこに行けばもう海外に留学したのと同じような思いになれるような学校みたいな形にするとか、またはこれは群馬県でやっておりました。廃校になった学校をイングリッシュビレッジにしておりました。また、スポーツの合宿所、ちょうど総合運動場が近くにありますから、上谷のところがありますから、スポーツ合宿のための合宿施設にするとか、これは秋田県だったかな、でやっぱりやっておりました。私は山梨でもそれを体験させていただきましたけれども、また愛媛県で「あすも」というところが、やはり廃校になった学校で地域食堂をやっておまして、物すごく今大変ににぎわっているということ

でありました。給食室をそのまま使えますし、地域の方たちの交流でおいしいものを食べられるということで、当然それは外部委託になりますけれども、地域のことを考えて皆さんからの、地域の方にとっても、そこで集まっておいしい御飯が安く食べられるというのもあって大変に、むしろ廃校になったけれども地域の方たちのコミュニティーができていくとかというような例もありますので、そういった調査というのは並行して行うということ是可以のできるのでしょうか。

（教育部副部長兼教育総務課長）現在でも文部科学省のほうから、廃校になった学校がどういうふうになっているかというようなことで、その取組につきましては定期的に情報のほうは教育委員会のほうには来ている状況ではございますけれども、いずれにしましても、先ほどの答弁でもありましたが、まずは地域の方たちのご意見を伺いながら、市全体、例えば庁内検討委員会とかもございます。そういった中でいろいろと考えてまいりたいというふうに思います。

以上です。

（潮田）地域の方のご意見を伺うのも大事です。でも、こちらがやっぱりある程度いろんなところの情報を持っていることというのは非常に大事だと思いますので、情報を集めるというのはこちらがやることだと思いますが、いかがでしょうか。

（教育部副部長兼教育総務課長）委員おっしゃるとおり、情報のほうを集めるということは非常に重要なことだと思いますので、今後も情報収集のほうには努めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

（金子）もうほかの方が様々議論されましたので、私からは確認だけさせていただきます。

まず、先ほどからずっとお話にあるように、もちろんこういった問題でございまして、反対される方と賛成される方はいらっしゃるの当たり前前の話かなと思っておりますけれども、笠小のときもそうだったのですけれども、もう一度一応確認をいたします。保護者の方はどういった意向の方が多いのかというのを再度確認させていただければと。

（教育部副部長兼教育総務課長）私が受けた印象では、保護者の皆様はやっぱり、今年の1年生が10人を切ってしまって9人といった実情もございませう。そういったことから、学校の廃止もやむを得ないのではないかと、いうところで、教育委員会の考え方にご賛成をいただいているというふうに捉えております。

以上です。

（金子）そうすると、先ほどの答弁の中でも、反対する方はやはり思いがそれだけ強いので、それだけお話をなさるのかなと。そのお話をなさる雰囲気、実は本当はこういうことを聞きたかったのだけれども、あの場で逆の意見は出しづらいよねという方がいて、後で来ているというお話、これ笠小のときも多分そうだったかと思うのですけれども、というお話もあったかと思ひます。もしかしたらそういう方って結構いらっしやるのではないかなと。実は賛成しているのだけれども、言いづらいよという方って結構いらっしやるのではないかなと私は思うのですけれども、そういう方に対するケアというもので、もし何か考えているものがあれば、アンケートもその一つなのかもしれないですが、確認をさせていただきたいと思ひます。

（教育部副部長兼教育総務課長）意見交換会の中では、最初は皆さん自由に質問していただくという形を取ったのですが、そういった質疑の方からで時間のほうが過ぎてしまったということもございましたので、お一人様1問ということでお願いをしまして、いろんな方からご意見をいただくような工夫をしているところでございませう。その中で必ず、その意見交換会が終わった後に、電話でも電子メールでもファクスでも、どういった形でも構わない、また窓口に来ていただいても結構ですということ、保護者の皆様方にはご意見をいただけるようお願いをしているというところで工夫をしているのかなと思ひます。

以上です。

（金子）そういった工夫をされていると。これも全部笠小からの流れなのであれですけれども、その際にも、笠原小学校のときも教育委員会の答弁は一貫としてやっぱり子どもたち、保護者の意見を最大限に尊重を

して進めていくというような趣旨の内容で笠原小学校、本件もそうだと思うのですが、進められているという認識でいるのですけれども、今後、本件から、ほかの学校もこれから今検討が、検討というか、話がされているという状況ですけれども、保護者、そして児童生徒のことを最大限に尊重して考えて進めていくことでよいのか、ほかの方も聞いていますが、もう一度確認します。

（教育部副部長兼教育総務課長） 何度か申し上げておりますけれども、学校への思い、地域の方たちからの思い、また保護者の方たちの思いと、いろいろとございますけれども、学校の主役は何といっても子どもたちでございます。子どもたちのことを第一に考えて、何よりもその子どもたちのそばにいる保護者の方のご意見を取り入れながら今後も適正規模、適正配置のほうは進めてまいりたいと考えております。

以上です。

（委員長） では、質問が一巡しましたが、言い忘れたとか、これだけは聞いておきたいという方がいましたら、5分時間を設けられますので、そういう方がいらっしゃいましたら挙手をお願いいたします。大丈夫ですか。

（なし）

（委員長） では、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

（加藤） いろいろ質問をされる、それに対しましていろいろと答弁がありました。基本的にはやはり何が一番大事かといいますのは、子どもにとって何が、ただ今現在いる子どもたちだけではなくて、これから就学してくる子どもたちのことももちろん考えていくべきだというふうに思っています。小規模校よりは、それなりの、12から18学級あるクラスのほうがよりよい環境だというふうなことが常々答弁の中にも出てはいますが、それが全てというあかしになるものが私にはどうしても考えられません。それで、WHOのほうではやはり100人規模が望ましいというふうなことで、もう既にそういうところ、海外でもそんなことを実施して

いるところもあるというふうなことも伝えられております。今現在いる児童のこのみではなくて、やはり今後の子どもたちに対してのことも考えを含め、今、令和10年には100人を切るというふうな、そういう数字的なことが出ていますけれども、その先のことはまだ分かりません。ですから、今ここですぐ統廃合を考えるということではなくて、もうちょっと先延ばしをした中で検討すべきだというふうに考え、反対いたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) では、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第76号 鴻巣市立学校設置及び管理条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市映画館となりますが、執行部の説明を求めます。

(生涯学習課長) それでは、議案第77号 公の施設の指定管理者の指定につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、現在、指定管理者制度を導入し、管理を行っております鴻巣市映画館の指定管理期間が令和5年3月31日をもって満了することから、引き続き公の施設の管理に民間の能力を活用することにより住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的として、指定管理者制度を活用した管理運営を行うための指定管理者の指定となっております。

指定管理者につきましては、現在の指定管理者であります株式会社ティ・ジョイを非公募にて引き続き指定するものでございます。

なお、指定期間につきましては、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間となっております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(加藤) では、議案第77号に対しまして質問してまいります。

先ほど説明の中で非公募の中でというふうなことであったと思うのですが、どうして非公募であったのかをまず1点お聞きしたいと思います。

(生涯学習課長) お答えいたします。

非公募理由につきましては、映画館につきましては、指定管理者制度を導入して、このすシネマと同規模で運営している事例がない中、過去9年間にわたり管理運営してきた実績をまずは評価していること、その実績から集客及び収益の最大化を図ることができる事業者であること、また他の事業者を選定した場合、今までの設備が使えない部分があり、さらに設備投資が必要となること、またその設備改修するために休館期間が生じてしまうことから、今まで指定管理者として施設を運営してきましたティ・ジョイを非公募で候補者として選定することとなりました。以上でございます。

(加藤) 今まで10年ですか、やってきた中で非常に結果的によかった、また機械的なものも、もしほかの映画会社であると使えなくなってしまうということもあるというふうな答弁だったかと思うのですが、これは補正予算のほうになってしまいますけれども、今度映写機なども購入する予定になっているのではないですか。それというのは、全く同じものを購入するような形になるのか。それとはまた別であれば、今のどうして非公募だったのかというふうな内容とはちょっと異なるのかなと思うのですが、まずその辺はどうなのでしょう。

(生涯学習課長) お答えいたします。

まず、今後導入を検討しております映写機につきましては、今までの映写機自体がデジタル上映システムというもので、ランプを通して投写するものでございましたが、今度新規導入する予定の機器につきましてはレーザー方式というものになっております。主な機能につきましては、ランプであったときに何か時間が、暖まるのが少し、ちょっと時間がか

かることから、上映に少しちかちかしたりとか、映像が揺らいだりとか、そういったものが今までは生じていたということなのですからけれども、今回レーザー方式に変更することでその辺の影響が少なくなるということで聞いておりますが、そういった映写機を導入する予定となっております。

以上です。

（加藤）そういうふうになった場合でも、新しい業者にもし指定したときには、その辺はちょっと映写するに当たって不具合があるというふうなことになるのですか。ほかの業者にもし指定したときに、そういうことというのはまたやっぱり機械が違うと難しいというふうな結果になるのでしょうか。

（生涯学習課長）こちら、今度導入する新映写機につきましては、他の業者が、例えば違う業者が指定管理をするということになった場合でも利用できるという聞いております。

以上でございます。

（加藤）それなら、では非公募でなくて、ほかの業者を公募しても何ら問題ないということになるのではないかと思いますのでけれども、その辺を踏まえた中でのことは考えられなかったのでしょうか。公募をしてどちらが決定するかというのはまたそのときの結果にはなると思うのですけれども、先ほどそういう理由を申していたので、そういう質問をしているのですけれども。

（生涯学習課長）お答えいたします。

映写機につきましては、確かに大きな機器でありまして、映画をするには根本的な設備となっておりますのでけれども、どうしても運営会社によって独自のシステムを使っておりますことから、まずシステム関係は全て入替えになるだろうと。あとは、運営会社によっても内装とかその辺とかも統一して行っておるところがございまして、内装の工事。あとは、音響のサーバー等も他の業者ではちょっと使えないところ。また、あとサイン関係、運営会社が替わるといろんな表記とか変わると思うのですけれども、その辺等はやはり運営会社で統一されていることから、まず

はそこが新たに経費が発生すると考えております。また、そのほかの機器についても、実際利用できるものもあるかもしれないのですけれども、実際どの業者が取るかによって何が使えるかというのが分かりませんので、それによってはもっと大きく費用がかかってしまう可能性があると考えております。

以上でございます。

（加藤）議案資料を見ますと評価的なものが様々ですけれども、本当にこの点数配分の中の満点にちょっとまだ足りない分というのがかなりありますよね。先ほどの説明ですと実績として非常に良かったということなのですけれども、この辺の良かったというのと、実績的な運営結果というか、調査した点数配分の中での点数というのはどういった違いなのでしょう。

（生涯学習課長）お答えいたします。

まず、今回選定結果を出させていただいておりますが、この中でやはり一番いいというか、点数配分的にいいところは、管理運営体制の今点数配分20点のうち15.25点というところがございしますが、この中でも項目が何個かに分かれておりますが、その中で、経営が安定しており、施設管理を継続的、安定的に行う能力を有しているというところは、やはりこのティ・ジョイ自体が、2021年度の成績ではありますけれども、1劇場当たりの興行収入が他のシネコン、大体大手8社あるのですけれども、その中で1位だったのです。過去3年ぐらい見ても、2位だったり、3位だったりというところで、まずその辺の収入のところは、経営はすごく安定していますと。それとまた、現在22劇場を運営しておりますことから、施設管理的にも安定的に行える能力があるということで、そちらのところにつきましては、まず高い点数になったのかなと思っております。

また、情報セキュリティーのところなのですけれども、こちらもプライバシーポリシーを策定して対応しております、ティ・ジョイのこちらのほうでは個人情報極力取らないというような方針が出されておまして、こちら情報漏えいがないというところで評価が高い点となった

ところでございます。

ただ、指定管理に係る経費のところなのですけれども、こちらにつきましては、市のほうが設定した上限に対しての比較ということで配点になっているのですけれども、そちらにつきましては市の上限にかなり近かったということで、経費がちょっとかかってしまうというところから、ちょっとこちらのほうは評価が低くなったのかなというふうに思っております。

以上でございます。

（加藤）100点満点の中の75点という、全体評価がなっているわけですが、これ何点だったら、ああ、これちょっと無理かなというふうな点数になるのでしょうか。

（生涯学習課長）お答えします。

こちらにつきましては、市のほうで指定管理者制度ガイドラインというものがございまして、そちらのところで評価というのが示されておりますが、70点以上で合格ということで基準が設けてあります。

以上でございます。

（加藤）では、別の内容ですけれども、ティ・ジョイの社員数は、正社員が何人で、あとそこにまたアルバイトの方が何人いらっしゃるのかを伺います。

（生涯学習課長）お答えいたします。

正社員につきましては5名でございます。また、臨時職員につきましては40名の体制で行っております。

以上でございます。

（加藤）正社員が5名で、アルバイトとか40名ということは、受付の方とか正社員がやっているかどうかは分かりませんが、そのほか販売したりなんか、いろんな例えばポップコーンとか何か販売していますけれども、そういう人を含めた中で40名。映写するのは、もう今、昔みたいに映写機を回してではないので、そんなに人は要らないと思うのですけれども、そういうもろもろのところ、40名を配置しているということになるわけですね。

(生涯学習課長) お答えいたします。

40名につきまして、社員も含めて5名、あとは臨時職員については40名でございますが、こちらの方は常に当然いるわけではなくて、その中で当然、営業時間が長いものですから、社員につきましても大体今3人ぐらいで一日回した中で常時2名がいる、そんな中で交代で行っている。あとは、臨時職員につきましても、時間を7時間とか8時間とかと決まった中で、その範囲の中で交代してやっているような状況でございます。以上でございます。

(加藤) では、指定管理料なのですけれども、収入のあった分が会社のほうに入って、その今何%を市のほうに返還するというのがありますけれども、以前の指定管理料と比較して、指定管理料ということで今議案として上がってきているわけですが、その差額というのはどうなっているのかを伺います。

(生涯学習課長) お答えいたします。

前期、第2期で設置した指定管理料と比較しますと、約470万円増額という状況になっております。

以上でございます。

(加藤) 470万の増なのですね。といいますのは、収入があった場合は、それ今ちょっとパーセント忘れてしまったのですが、80%が市に戻るのでしたっけ。前は半分半分だったと思うのですけれども、それ比が変わりましたよね。それはそれとして、市のほうに戻って、その分を指定管理料云々とかってあるのですけれども、どういう理由から470万が増になったのかを教えてください。

(生涯学習課長) お答えいたします。

主なところで申しますと、やはり賃金上昇によります人件費のところ、それと原材料費の高騰による光熱水費、それと委託料のところやはり人件費等が上がってございますので、主な理由としてはそちらの理由となっております。

以上でございます。

(委員長) では、おおむね1時間過ぎましたので、15分休憩を取りたい

と思います。11時半から続きを始めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11時 13分)



(開議 午前 11時 28分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(野本) では、議案第77号について幾つか質問をいたします。

公募はしなかったという部分につきましては、先ほどの前任者の質問で答弁がありましたので、選定結果の議案資料のほうで幾つか質問をしたいと思います。各配点の配分に対してティ・ジョイの結果の点を見てくださいと、それぞれ評価点の上限がみんな違うので、これを100点満点にすると何点かというふうな見方をちょっと自分なりにしてみたわけです。例えば一番上の指定管理者としての適正性は、5点満点中4点だと80点に相当すると。そうやって順番に見ていくと、次の施設の設置目的の達成に向けた取組は72.5点、サービス向上に向けた取組は79.2点、指定管理業務に係る経費は70点、収支計画の取組は67.5点、管理運営体制は76.3点、職員体制は87.5点、情報セキュリティーが85点というふうになって、一番配点が高いのは職員体制ということになるのかなと。一番配点として低かったのは収支計画の取組ということになると。先ほどの前任者の質問の中で経営が安定しているという理由がありましたけれども、この選定結果の中では、収支計画については一番低いというふうに見られるのです。そうすると、その辺はどのように評価をしたのか、そこがちょっとまだ私の中では乖離しているといいますか、食い違って聞こえると、見えるということになるので、伺いたいと思います。

(生涯学習課長) お答えいたします。

収支計画の取組については、少し低調だったということです。そちらの内容につきましては、この収支計画の取組の内容が2項目ございまして、まずは経費を縮減できるための提案がされているかという項目と、収支計画は適正かというところの2項目がこの収支計画の取組の配点内容と

なっております。

まず、収支計画は適正かというところがございますが、まずは収入及び歳出歳入につきましては、過去の支出状況を勘案すると適正と判断されまして、こちらも標準的な評価点になったところなのですけれども、経費の縮減についてというところですが、空調管理や人員配置の部分で経費削減を図っているというところでありましたので、そこは評価をしたところなのですが、その話の中で、映画館というエンターテインメント施設ですので、人がいないとか、対応するスタッフがいなくてとか、あとは寒いとか、暑いとか、その辺やはりバランスが難しいというような話がありまして、ちょっとその辺は、縮減も適正に積極的に行っているのですけれども、その辺のバランスが難しいなというところで評価が少し低くなったというところがこちらの収支計画の取組の評価となりました。

以上でございます。

（野本）今の説明はあまりよく理解できなかったのですが、ではそうだとすると市は、どうあればもっといい点になったというふうになるのですか。

（生涯学習課長）こちらにつきましては、映画館の経費縮減というのをちょっとこちらも見ると、経費の縮減できるところって人員のところとか、例えば光熱水費のところとか、そこがやっぱり主になってくるというのは想定はしておりました。そのほか縮減できるところって、あまり大きくはできないのかなというところがありましたが、プレゼン内容等を聞いたところだと、その辺の人員がいなくてとか、空調設備の管理とか、その辺のところはやはり、エンターテインメント施設ということで、その辺を縮減してしまうと、映画館としての役割というか、そういったものがまたちょっと薄らいできてしまうのかなというところで、もともと市のほうではそちらを、人員とか光熱水費を重要視してはいたのですが、そこがやっぱり難しいという判断になってしまったということがございます。申し訳ございません。

以上でございます。

(野本) 今、職員体制というようなことも経費の縮減でマイナスポイントだったということでしたが、一方、下から2番目にあります職員体制については一番評価が高かったと。今の説明とこの職員体制の評価の高さというのは、どのように理解したらよろしいのでしょうか。

(生涯学習課長) お答えいたします。

こちらの職員体制につきましては、3項目に分かれております。まず1つが、施設の管理を行うに当たり適切な人員配置がなされているかというのが1点目。2点目は、職員の教育、研修の実施など資質向上の提案がされているかが2項目め。3項目めが従業員の労働条件は適切かというところが職員体制の項目になります。

まず、こちらにつきましては、適切な人員配置ができているかというところなのですけれども、こちらも人員削減にもつながってくるところなのですけれども、やはり各部署というか、セクションがある中でいろいろ業務が動いていると思うのですけれども、1人のスタッフが複数のセクションを覚えるというか、できるようになることで少なくとも対応ができる、また急に職員が風邪とかそういったもので休暇を取るようになっても本社からその代わりの方が来られるというところで、その辺はまず評価が高かったです。

それと、教育、研修の実施というところで、年4回定期的に研修がまず正社員には行われています。まず、新人研修時には運営方針や興行の基礎、接客研修、業務研修、トラブル研修が行われています。また、臨時職員さんにはやはり接客やマインド研修と言われるものを行っていただき、まず100時間、他のスタッフがついて一緒にやるというようなことを受けておりますので、そちらの教育、研修についても評価が高かったです。

3つ目の従業員の労働条件なのですけれども、個々の労働条件に沿ったシフトが組まれて、また正社員も結構有給とかもいっぱい取られていますし、臨時職員さんも当然働き過ぎがないように対応を取られています。また、休憩時のコロナ対策なども、密にならないようにとか、複数入らないようにとか、そういったところも気をつけている、注意していると

ということをお聞きしましたので、こちら全体として評価が高かったというような結果になっております。

以上でございます。

(野本) 分かりました。

この映画館の指定管理については、指定管理料ですとか、あるいは利益の市への戻入ということがこれまでも行われているかと思いますが、その推移というのは資料でありますでしょうか。

(生涯学習課長) お答えいたします。

まず、精算配分につきましてですが、平成25年の開業時から平成29年度までの第1期につきましては、市とティ・ジョイで50%、50%の精算割合でした。そこから第2期、平成30年度から令和4年度につきましては、精算割合が、市が8割、ティ・ジョイのほうは2割というような状況で今推移をしているところでございます。

以上でございます。

(野本) そうしますと、指定管理料の推移については変遷がありますでしょうか。

(生涯学習課長) お答えいたします。

まず、平成30年度につきましては2,437万7,056円です。続きまして、令和元年度は3,093万8,567円、令和2年度は2,465万6,396円、令和3年度は3,068万18円となっております。

以上でございます。

(野本) それに対して、先ほど平成30年から令和4年までの利益の配分についてがありましたが、利益の推移はこの30年度以降どういうふうになっておりますでしょうか。

(生涯学習課長) お答えいたします。

まず、30年度につきましては、収支の差額がプラス1,002万8,680円で、そのうちの8割が戻りますので、市に戻った額は802万2,944円でございます。令和元年度につきましては、収支の差額が288万3,042円で、市の戻入れの金額が230万6,433円。続きまして、令和2年度の収支の差額につきましては1,180万4,505円、戻入れにつきましては944万3,604円。令

和3年度につきましては、収支の差額が496万2,478円、そのうち戻入れが396万9,982円となっております。

以上でございます。

(野本) この施設は市が持っていて、民間事業者がそれを利用といいますか、市が経営させているという形になりますが、鴻巣市では、この結果からすると、映画館の民営というのは成り立たない業種、事業なのかということが、鴻巣市以外の全国は成り立っているということですよ、民営が鴻巣市だけだとすれば。そのところを市はどう見ているのか伺いたいと。

(教育部長) 民間が市の指定管理を受けずにできるかということ、やはりちょっと厳しいところあるのかなというところです。運営については、指定管理料をお支払いしても収支バランスでは市に戻入できるようなものでありますけれども、例えばビルの負担金ですとか設備投資の部分、今回さっき出ていますけれども、そういうもろもろの経費を考えるとかなり厳しいものはあるのかなというところは感じているところです。

(野本) 映画というのは、一つのエンターテインメントでもありながら、生活を豊かにしていく文化の位置づけが大いにできるだろうなというふうに、劇場というのはそういう位置づけだと思います。そういう意味では、鴻巣市がやっぱりここまで力を入れて映画館を鴻巣市で存続していくというのは非常に文化に対する姿勢の表れというふうに感じますが、部長の見解を伺いたいと思います。

(教育部長) 本市でいえば文化の拠点でありますクレアこうのすがありまして、そこでは音楽ですとかクラシック、古典芸能など幅広い芸能活動、または市民の活動の発表の場というところでの拠点施設があります。一方で、魅力ある映画が見られるというのは、鴻巣市民の皆さんが多様な文化に触れる機会をこれからも継続して行って、市民の皆さんが豊かな心を醸成する、そういうまちにしていければいいのかなというふうに考えております。

(野本) 終わります。

(委員長) では、暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11時46分)



(開議 午後零時59分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(潮田) 前任者が質問されましたので、通告をしておりました部分のうち、その質問少し重なっておりましたので、そうではない部分について確認をしたいと思います。

最初の1番、ティ・ジョイの指定管理料は先ほど答弁ありました。市のほうの割戻しのほうも確認いたしました。ただ、ここで確認をしたいのが入場者数の推移と、あとコロナ対策によって500円で映画を見ることができた。市が結構これを投入していたかなと思うのですけれども、その金額を確認をしたいと思います。

(生涯学習課長) お答えします。

まず、過去5年間の入場者の推移についてご説明をさせていただきます。平成29年度16万5,969人、平成30年度19万420人、令和元年度18万3,822人、令和2年度17万1,163人、令和3年度16万2,374人の入場者数となっております。

それと、500円で映画鑑賞できる文化芸術振興支援事業の実績でございますが、令和2年度の10月1日から3月31日の6か月で、金額としては6,844万2,200円となります。また、令和3年度につきましては、11月1日から1月31日の3か月間で3,380万9,600円の支出をしております。

以上でございます。

(潮田) そうすると、今、令和2年度のほうでの6,800万ぐらい、令和3年の3,380万でしょうか、この数字というのは、先ほどありました収支のほうにはどのように反映されているのでしょうか。

(生涯学習課長) お答えします。

こちらにつきましては、市民の方が500円で見れるような形になっておりますので、その差額を市からお支払いをしている内容になりますので、この収支の中に入ってくる金額となっております。

以上でございます。

（潮田）そうすると、収支としてはそうなるけれども、実際には、もしもその500円のがなかったならば、確実にこれは赤字になっていた。そういうふうにならないためのこの地方創生臨時交付金の使い方だったかと思うのですけれども、令和2年で17万人、令和3年で16万人でありますけれども、500円券を使った方の人数というのは分かりますでしょうか。

（生涯学習課長）お答えいたします。

令和2年度でこの事業を使った人数につきましては9万724人です。また、令和3年度にご利用された方は4万3,708名となっております。

以上でございます。

（潮田）そうすると、これによって収支としてはどうにかなったかなというところかなと思います。もしもこれがなかったら非常に大変なことになっていたかと思うのですけれども、これ指定管理のほうの、こんなコロナが起きるなんていうのは今まで考えたことがなかったことでありまして、もっとも映画の場合は人気のある映画が举行されればそれで举行収入というのは非常に多くなるから、いいかと思うのですけれども、今後についての見通しというのは、ティ・ジョイさんと入場者数のことについてはどのような話合いがあったか伺いたいと思います。

（生涯学習課長）お答えいたします。

まず、ティ・ジョイのほうと今後の利用者数についてのお話なのですが、特に関心しているのは、特にコロナウイルス感染症の影響がまだちょっと多い中で、今後の見通しというのがちょっとなかなか立てられない状況となっております。今ティ・ジョイのほうで提案して出しているのは約17万人ぐらいなのです。17万欠けるぐらいなのですから、そちらが今後5年間そのぐらいの推移でいくのではないかというような見通しを立てております。

以上でございます。

（潮田）そうすると、もしかすると今回の指定管理料でやる、今回ティ・ジョイでまたさらに更新するわけですが、赤字になっていく可能性というのは、地方創生臨時交付金とかの特別なものがない限りは大変になるという可能性もあるということではよろしいですか。

(生涯学習課長) お答えいたします。

収支の見込みなのですけれども、こちらにつきましては、試算の仕方として、指定管理料の計算の仕方としまして、歳出が幾らぐらい出まして、入場料が幾ら出ますと。その差額が指定管理料というような計上になっておりますので、今後の見通しとしては収支がプラス・マイナス・ゼロという試算で出ておりますので、今のところ赤字だとか、黒字だとか、そういったところではなく、これぐらいあれば収支がプラス・マイナス・ゼロになるという数字を今後指定管理料として出してしておりますので、その辺はやはり上映作品のよしあしというか、人気があるなしについてもあるかと思うのですけれども、こちらで運営ができるという数字になっていると考えています。

以上でございます。

(潮田) 分かりました。

次に、映写機ほかの機器等の使用期限について確認をしたいと思います。これは債務負担行為のほうになっているものでもあるのですけれども、今後指定管理をやっていく中でいろんな機器の買換えとかがまた必要になってくる場合があるかと思うのですけれども、その指定管理料内の負担とするのか、市が負担するというもののその区分というか、区分けはどのようにになっているか伺います。

(生涯学習課長) お答えいたします。

機器等の使用期限につきましては、おおむね10年というふうに考えておりますが、機器の故障状況等を加味して機器の更新を現在行っているところになります。また、機器の更新等につきましては市が負担することになっておりまして、指定管理料の中での負担ではないという状況でございます。

以上でございます。

(潮田) そうなると、ちょっとこれに関連して、映画館ではなくて、同じ担当だからお聞きしますけれども、例えばクレアの場合の機器とかというのでも10年を期限として、やはりこれも指定管理に出しているけれども、市が負担をして機器類は更新するというところでよろしいのでしょうか

か。

（生涯学習課長）お答えいたします。

クレアこうのすにつきましても、同じように設備に関しては市のほうが負担をして、指定管理料の中には含まれていません。ただ、映画館もクレアもそうなのですけれども、修繕料は一部持っていますので、修繕で対応できるものについては修繕。修繕料については、指定管理料のほうから出しているような状況でございます。

以上でございます。

（潮田）これに関しては、今文福で文化芸術振興条例を出すというところにも関わってくるのですけれども、今クレアの機器類が、オーディオ関係の機器類が、この前も古いために対応できないということが、ちょっとそういう事態がありました。それって直すのはどこなのかなというふうに思っていたところに今回のこの予算でありましたので、ティ・ジョイのほうで映写機も含めて市が負担をして買い換えるということであれば、クレアこうのすにおいてもそのように調査をするべきかなというふうに思っているのです。このティ・ジョイのは、たまたま指定管理のちょうど切替えのときであったというタイミングかもしれないのですけれども、そういったことはクレアとかでも同じようにできるというふうに考えてよろしいということでしょうか。

（生涯学習課長）お答えいたします。

クレアこうのすのほうにつきましては、やはり定期的にとというか、毎年大きな修繕とか、もう20年たっている施設なので、大きな設備の更新等を今定期的に、計画的に行っているところなのですけれども、状況につきましてはクレアのほうからお話がありますので、どれを優先してやっていくのか、特にクレアこうのすのほうは機器の設備が大変高額になってきておりますので、その辺状況を見ながら、故障状況を見ながらの更新という形で現在も行っておるところです。

以上でございます。

（潮田）これに関しては、市民の方が利用するときに困るのではないようにしておかなければならないかと思っておりますので。実際、自分たちが利

用しようと思って、プロジェクターとの接続が全然、バージョンが古過ぎて接続ができなかったということがありました。今こういった機器類というのはもう日進月歩でどんどん進んでいますので、10年以上前の機器であると、市民の方もいざ使おうと思ったときに接続ができないということになってしまふといけないかと思えます。

すみません、3番目のところで、管理運営体制のところ、これは議案資料のほうで9ページのほうで示されておりますけれども、この中の管理運営体制が、満点が20点だとして、ティ・ジョイは15.25ということでございました。これが弱いというのは、どこの部分が弱くてこの数字になっているのか伺います。

(生涯学習課長) お答えいたします。

先ほど一部こちらの評価の関係ちょっとお話をさせていただいたところですが、この管理運営体制の配点につきましては4つの項目がございまして、まず経営が安定しており、施設管理を継続的、安定的に行う能力を有しているか。2つ目が施設の安全管理や緊急時の対応など適切な対応が講じられているか。3つ目、施設の管理業務のうち第三者に行わせる業務は適正か。4つ目は、市事業への協力及び市との連絡調整に関する体制が整えられているかというところでございますが、まずちょっとお話先ほどさせていただいたのですが、経営が安定しており、施設管理を継続的、安定的に行う能力を有しているかにつきましては、かなりいい点数に、評価になっておるところですが、ここで低くなった点につきましては、施設の管理業務のうち第三者に行わせる業務は適正かという項目がございまして、こちらの評価が、標準ではあるのですけれども、ちょっと低くなっているところです。こちらの評価の内容としましては、空調等、機械メンテナンスとかといった正職員とかスタッフでも対応できないもののみ第三者委託を行っているのは適正に行っているのですけれども、こちらにつきましては、適正なのだけれども、特筆した点がなかったということで、標準ではあるのですが、その標準からもちょっと低くなったという、そういった評価になっておりますことから、全体的にこの管理運営体制のところ少し低くなったのかなというふうに考

えております。

以上でございます。

（潮田）そうすると、今の答弁からすると、第三者に任せたところは標準ではあるけれども、だからマイナスではないけれどもということであって、大きくプラスになっているものではないということになるということかと思うのですけれども、実際にクリアは比較的使いやすいかなと。逆に……クリアではない。すみません。映画館使いやすいかなと。ただ、逆に困るのが、多目的ホールを使うときにちょっと困る。要は駐車場料金は全然……になっていませんし、その部分、むしろ市民が利用する部分のほうが少し問題、問題というかな、課題があるかなというふうに思うのですけれども、その多目的ホールの使用については、ティ・ジョイさんとは何か意見交換あったことがあれば伺いたいと思います。

（生涯学習課長）お答えいたします。

多目的ホールにつきましては、利用の件数がどうしても少ない状況にあります。その原因としてはやはり、ホールなのですけれども、映画館の状態のような段差があること、あとは平場、平らな部分がちょっと少ないというところがやはりちょっと使いづらいのかなというところがまずあるのかなというところで、今後、多目的ホールの利用につきましては、まず啓発が足りないのかなという話になりました。どういった利用ができるのかというところをもう少し具体的に啓発できればなというところで、特に多目的ホールは外からどんな状況だか入ってみないと分からないような状況がありますし、ティ・ジョイのほうからは、今主な利用は演奏会とか、あと講演会、あとダンスの発表会とか、そういったものはやっているのですけれども、個人利用もうまく使えないかなというような話になっていまして、例えば映画館のシートを使った何か写真を撮ったりとか、コスプレイベントをやったりとか、そういった内容ができるのだよというのを今後周知をしていきたいという、そういったお話をいただいております。

以上でございます。

（潮田）それでは、最後です。

先ほどの多目的ホールについては、ティ・ジョイの収入というのは、あそこの貸し館業務としての収入はティ・ジョイに入るということでよろしいでしょうか。

(生涯学習課長) 利用料金のほうは、ティ・ジョイのほうの指定管理料の収入として入ることになります。

以上でございます。

(金子) 前任者がいろいろお聞きしておりますので、少しだけお伺いします。

まず、動員数と収入の相関というところなのですが、先ほどの答弁の中で指定管理料の推移と動員数と、あと売上げ、利益の部分のご説明をいただきましたが、確かにここ2年ぐらいで料金の改定等があつて値上げがされていると思うのです、映画館の。そう思うと、先ほどご説明があつた平成30年が、利益が1,000万円ほど。令和と比べて、コロナというのもあるのですけれども、結構動員人数はそこまで、ちょっと落ちていますけれども、変わらないのです。変わらないのに額がすごくがあと落ちている、値上げしたのかかわらず落ちていくというところは何か原因があるのかなと思うのですけれども、その辺に対しての見解等があれば教えてください。

(生涯学習課長) お答えいたします。

令和3年、去年の12月から一部値上げをしておりますことから、今回、入場料収入、事業収入につきましては、第2期、平成30年から令和4年度のものよりも1,000万ほど高くはなっておりますのでございますが、コロナウイルス感染症の関係もございまして、これから動員のほうはなかなか見通せないところもございしますので、その辺はちょっと推移を見守っていきいたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

(金子) 今ぎりぎりのところで利益がプラスにはなっているということなのですが、今見ると16万5,000人から、多いときで19万人とか、それくらいのお話だったかと思うのですけれども、大体16万人以上いけば黒になるような考え方になってくるのですか。これというのは、チケ

ット代以外にも飲食も入っているということですか。その辺の見解をお伺いします。

（生涯学習課長） 飲物とかそういったコンセプションと呼ばれる、ポップコーンとかそういったものは収入の中にまずは含まれております。今後5年間のティ・ジョイの動員予想は17万人、16万9,000というような数字が出ている中で、事業の鑑賞料金も上がったということもございませけれども、その16万9,000というところで、やっぱり17万人ぐらい来ればある程度プラスになるのかなというような考えではございますが、やはり映画収入だけではなくて、物販等、飲物とか、ポップコーンとか、あとはパンフレットとかグッズ、そういったものの売上げもかなり大きな状況でございますので、これだけ来ればというのがなかなか言えないところではございますが、恐らく17万人超えてくればその辺はクリアされるのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

（金子） すみません、さっき説明していたら申し訳ないのですが、確認です。今、物販と飲食の話があったのですけれども、これも今8割、市に入るのですか。

（生涯学習課長） お答えいたします。

こちらの精算の方法というのが、収入から歳出を引いた額が差額となっております。その差額の8割が市に入ってくるというような状況ではございますので、そういったものも含めて8割というような状況になっているところでございます。

以上でございます。

（金子） あくまで全体の収入も物販とチケットとかも含めて収入としている、別に分けていないよということを認識させていただきました。

次が、先ほどから議論に出ています評価のところの指定管理業務に係る経費が低いよねというお話があるのですが、先ほどの答弁の中でエンターテインメントという業種の特性上バランスが難しいというご答弁があったかと思うのですけれども、これは指標として、この採点の指標がその業種ごとにつくられているものではなくて、市として一般的にやって

いるものだから、ちょっと当てはめが難しい部分があるよという認識でいいのですか。

（生涯学習課長）こちらの選定基準につきましては、市のガイドラインがある程度決まっているところはあるのですが、その中でもやはり映画館とか普通の、例えばクレアとか、そういったところもやっぱり内容等が変わってきまして、評価点もどの評価に何点の配点をするのかというのはそれぞれ違ったものがございます。今回の評価点については統一されたものではなく、映画館独自につくった配点となっているところでございます。

以上でございます。

（金子）分かりました。

では最後に、先ほどからお話、収入を上げるという話の中で、物販だったりとか魅力的なサービスを展開しなくてはいけないということがあるかと思うのですが、やはり映画館なので、どの映画を上映できるかというのがすごく大事になってくるのかなと思うのですが、この映画の選定というのは基本的にどのようなプロセスでやられているのですか。

（生涯学習課長）お答えいたします。

映画の上映選定につきましては、ティ・ジョイ本社のほうが番組編成という形でやっておりまして、そちらで各地域の特性を生かしたような配給等を考えながら上映内容を選定している状況でございます。

以上でございます。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第77号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市映画館となりますが、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(休憩 午後1時25分)



(開議 午後1時31分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第84号 令和4年度鴻巣市一般会計補正予算(第10号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(休憩しないですかの声あり)

(委員長) 大変失礼しました。1時間たちましたので、ここで暫時休憩して、15分間の休憩を取りたいと思います。

(休憩 午後2時00分)



(開議 午後2時14分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、中学校給食センター所長より発言の訂正を求められておりますので、これを許可します。

(教育総務課中学校給食センター所長(課長級)) 大変失礼いたしました

た。先ほど中学校給食運営事業の中で、「原材料価格高騰や世界的燃料供給不足、円安等、複合的な要因により」と説明すべきところを「円高」と説明をしてしまいました。おわびして訂正させていただきます。以上です。

（委員長）次に、障がい福祉課長より発言の訂正を求められておりますので、これを許可します。

（障がい福祉課長）先ほど私の発言の中で間違いがありましたので、訂正させていただきたいと思います。

最初に、13ページ、上から2段目、障害者自立支援給付費負担金の説明の中で、「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付も加わり」と発言しましたが、また21ページでは、21ページ、下から2番目の障害者自立支援給付事業の中では、同じように「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金も加わり」と発言してしまいました。両方とも「処遇改善に伴う報酬改定も加わり」に訂正をお願いします。

以上です。

（委員長）以上、ご了承ください。

これより質疑を求めます。

（金澤）それでは、議案第84号 令和4年度鴻巣市一般会計補正予算（第10号）について何点かご質問をさせていただきます。

まず、執行部の説明の中で、7ページの債務負担行為補正、これについての中で2点ほどお聞きします。学校関係です。広田小学校の仮設教室リース、令和4年度から令和10年度までで8,352万円というご説明をいただきました。これは、午前中に議案第76号で常光小学校の統廃合云々の中でも川里の統合については令和10年度に考えているというご説明があって、それとリンクしてくるとは思うのですが、この仮設教室のリース云々については、まず広田小学校のどの辺にお造りする計画なのか。場所はどこでしょうね。

（教育部副部長兼教育総務課長）では、お答えをいたします。

場所でございますけれども、広田小学校の校舎のほうに向かいまして左側のほうに学校農園でお借りしている土地がございます。すぐ広田小学

校の校舎に隣接した土地なのですからけれども、そちらのほうに建築、仮設教室を設置したいというふうに考えております。

以上です。

（金澤）令和4年度から10年という形で、恐らく児童数が増えているということなのでしょうけれども、どの程度の増加を見込んでいるのですか。

（教育部副部長兼教育総務課長）児童数の増加ですが、令和4年度が今217人ということで考えておりました、令和5年度になりますと225人、令和6年度226人程度になるのではないかと考えております。具体的な学級数ですけれども、令和4年度は普通教室が10教室だったのですけれども、令和10年度までで最大で令和7年度が12教室、普通教室が必要になるのではないかとということで、2教室の仮設教室を増設したいというふうに考えております。

以上です。

（金澤）そうしますと、この仮設教室というのは一挙に造ってしまうのですか。それとも、年度ごとにある程度の人口見積りをして増やしていきなり、という考えでお造りするのか。

（教育部副部長兼教育総務課長）仮設教室のほうは一度で建築するというふうに考えております。と申しますのは、今広田小学校は特別教室も足りないということでございまして、図工室と家庭科室を同じ部屋で授業をやっているという状況もございまして、なるべく早く仮設教室のほうを設置したいというふうに考えております。

以上です。

（金澤）次に、その下の川里地域小中一貫校整備及び関連公共施設再編基本構想・基本計画の策定業務委託の1,750万円のことなのですが、これ川里地域の一体型の整備計画ということで、平成27年度の適正規模の基本計画に基づいた形で推進していくというふうに考えておりますけれども、この基本計画策定の業務委託と、これはどういうものを想定しているのですか。

（教育部副部長兼教育総務課長）それでは、お答えいたします。

新設予定地の事前調査ですとか、データ分析などの各種調査、検討、新校の施設整備に向けた方針等について検討支援、学校規模、施設の構成ですとか施設整備計画、空間構成と設置及びスケジュールについての技術的な支援、また地域の住民の方を募集いたしましてワークショップも行いたいと思っております。そういったワークショップの手法を用いた市民意見の集約などを業務委託したいというふうに考えております。以上です。

（金澤）そうすると、この策定業務委託の成果品というのは、これで見ると令和5年度には出来上がるという計画で、6年度以降、実際の一貫校整備のほうに入っていくという考えでよろしいのですか。

（教育部副部長兼教育総務課長）令和5年度は、12か月をかけたこちらの基本構想、基本計画のほうを策定いたしまして、その後、令和6年度、令和7年度につきましては、それを基に住民の方との意見交換会も行いながら、基本設計とか実施設計、そういったものに入っていきたいというふうに考えております。その後、令和8年度ぐらいから新設校建設工事のほうを開始いたしまして、最短ではございますけれども、令和10年度あたりに供用開始ができたらいいなというふうに考えております。

以上です。

（金澤）ほかに映画館の件が2件あったのですが、これ前回説明受けましたので、私の質問はいたしません。

次に、23ページでお聞きしたいのですが、23ページの放課後児童クラブ管理運営事業で、放課後児童支援員等の処遇改善の補助ですよという形で556万円が出ていますが、これについてちょっと確認させてもらいますが、これは今までも当然、処遇改善ということで、支援員の方には支援アップということで計画は当然していたということで、今回の説明ですとさらにそれを続けるのですよというお話でした。そうすると、これまでの支援員の処遇改善の実績というのが当然出てくると思うのだ。それに対して、今後同等の支援をするのだから、この予算を入れるのですよとかという形になると思うのですが、その辺のご説明はできますか。

(こども応援課長) 従来からの処遇改善という部分で申し上げますと、たしか平成25年からの賃金比較ということでの通常の処遇改善が子ども・子育て支援交付金の中でまず1つございます。それから、支援員の役職の程度に応じたキャリアアップ処遇改善というものもございます。今まではこの2つの処遇改善制度がございました。昨年、令和3年11月の19日に閣議決定されましたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策において、現場で働く先生たちの賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提としまして、新たに収入の3%程度、月額9,000円程度引き上げるための措置が2月からされているところです。その部分の処遇改善が当初は9月までということ補助をされていたのですが、このたび10月以降、子ども・子育て支援交付金が財源として確定をしましたので、10月以降の経費を今回補正予算で増額をさせていただいているという次第です。

(金澤) 分かりました。この放課後児童クラブの件ですが、今回の議案の中でも学校の適正規模、配置云々で小学校の統廃合が出てきます。それに関連して、結局この放課後児童クラブ自体も設置場所等は今後検討していかなくてはならないと思うのだけれども、その辺のお考えはどういうふうにお持ちになっているかをお聞きしたい。

(こども応援課長) 小学校の統廃合についての本会議における審議の結果に伴いまして保護者の方々にご意見を伺うとともに、国が定める放課後児童クラブ運営指針に基づきまして、子どもにとってどういう放課後生活が用意されなければならないかという観点から、放課後児童クラブが果たすべき役割を考慮しまして、今後検討してまいりたいと考えております。

(金澤) 次に、あと2つぐらいなのですが、32ページの、ここで当てはまるかどうかちょっと分からないのですが、教育費の教育指導費のところ、新型コロナ感染症対策の件なのです。今、学校の給食時間というのは少人数で黙食を基本にしてやりましたね。ところが、何か今般の文科省からの通達云々では給食時間に会話することも可能だよと。教育委員会宛てにその連絡してあるというお話なのですが、これに基づく給

食時も黙食をしなくてもいいような感じなのですが、今後教育委員会としては各小学校にどのように指導するのかお聞きしたいのですが。

(学校支援課長) 感染症対策につきまして、給食時の黙食についての文部科学省のほうから通知が出ておりますけれども、基本的な感染症対策、換気や座席の向きを同一方向にして大きな声では会話をしないというような、出ておりますけれども、現在のところ県のほうからは特にまだ通知等届いておりませんので、それを待ちまして、市の感染状況、学校の実情を鑑みまして検討していきたいと思っております。

以上でございます。

(金澤) では、まだ通達等が届いていないので、まだ正式には動けないという回答でいいですね。分かりました。

次に、33ページの教育の学校施設の改修事業の中で、赤見台第一小学校のプール塗装改装工事1,745万円というのがございます。これは当然、プールの塗装云々ですから、多少築年数が長くて老朽化しているという発想なのでしょうけれども、赤見台第一のプールというのはいつ頃できたものなのですか。

(教育部副部長兼教育総務課長) それでは、お答えをいたします。赤見台第一小学校のプールですけれども、昭和57年に建築されたものでございます。

以上です。

(金澤) そうしますと、昭和58年頃ということですが、同等の年数等でほかの小学校、中学校でプールというのはあるのですか。

(教育部副部長兼教育総務課長) 約40年経過しているというところがございます。そういった学校のほうは令和3年9月の一般質問で8校あるということでお答えをしております。

以上です。

(金澤) そうしますと、このプール塗装の改修というのは、具体的にはどういう修理をなさるのですか。

(教育部副部長兼教育総務課長) 工事の概要でございますけれども、水槽とプールサイドのほうになります。プールの塗装のほうをし直すと

どうか、現在あるプールの塗装が劣化しておりますので、そちらを剥がしまして、新たにアクリルウレタン樹脂系の塗装を行うというものが主な工事内容となっております。

以上です。

（金澤）では、最後の質問です。

39ページの体育施設費の鴻巣地域の体育施設管理運営事業50万という形で、総合体育館の発電機が老朽化しているよという形であれなのですが、今発電機云々も、これ電気とかガソリンとか何かで動かすやつですか。

（スポーツ課長）こちらの今修理というか、更新になるものにつきましては軽油でございます。

以上です。

（何事か声あり）

（スポーツ課長）始動用燃料ではなくてですか。軽油でございます。

（金澤）というのは、なぜ私これ質問したかということ、今車なんかでも電気自動車等がかなり普及されていますよね。いわゆる蓄電器、これがかなり発達してきているのです。それで、こういう発電機等の稼働についても、燃料を使わないで蓄電器等で稼働ができるようなスキームがかなり浸透してきているので、その辺も予算が出てしまっていればあれなのでしょうけれども、今後のそういう施設云々に対してはその辺もご検討したほうがよろしいのではないかという。実際それを使っているところもあります。だから、蓄電でためておいて動かすという形だと燃料も何も、ガソリンとかだと一旦入れてもまた抜いたり、作業しなくてはならない。大変ではないですか。そういうのがなくなるみたいなので、ぜひ検討していただければどうかなということです。

以上です。

（加藤）それでは、議案第84号の一般会計補正予算について質問してまいります。

まず、前任者もありましたけれども、7ページの債務負担行為の件なのですけれども、広田小学校の仮設リースの件です。本会議の中でもこの質問はあったかと思うのですが、先ほどの前任者の質問の中にもあって、

答弁もあるのですけれども、普通教室を2教室の仮設リースにするというふうなことです。先ほどの答弁の中で図工室とか家庭科室の特別教室がそれ一緒に1教室で、特別教室でも1教室をそうやって使っているというふうなことの答弁ありましたよね。これから普通教室を2教室というふうなことでのリースになるわけですが、では今までの図工室や家庭科室の特別教室というのは、2教室を造ったとしても、そのままの利用で特別教室はなるということにまずなるのですか。

(教育部副部長兼教育総務課長) 児童数の経緯にもよりますけれども、もともと図工室のほうは校舎の3階のほうに、今4年1組になっているところが図工室だったということもございますので、そちらのほうを状況見ながらもう一度図工室で使うですとか、そういった対応をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

(教育部長) すみません。もうちょっと分かりやすく言うと、広田小学校の3階の特別教室だったところを普通教室に今使っているのです。それなので特別教室が足らなくて、図工室と家庭科室を併用している状況です、今。ですので、特別教室に普通教室が入ってしまっているのです、プレハブができればその特別教室を使っているところに図工室を戻して、普通教室の部分を、何年生が入るか分かりませんが、プレハブ校舎のほうに、仮設校舎のほうに入れると。かつ35人学級の影響があるので、教室が足らなくなるので、2教室分の仮設校舎を造る、そこで学習していただくという予定になっております。

(加藤) そういう特別教室を今普通教室として使っている、2教室をまたプラスすればそれが、特別教室が従来どおり使えて、そういうふうになるということですが、その後、また令和何年とかには児童数が増えてくるというふうな推移があるわけですよね。そういったときに、その特別教室をそういうふうに入れ替えて普通教室に、特別教室を普通教室として使っていたのがそれ使わなくてもいいということでの今回の計画ですが、これからもっと児童数が増えていったときに、今の2教室をリースでやるというふうな内容で要は足りるのかなと

いうふうな気がするのですけれども、その辺どうなのですか。

（教育部副部長兼教育総務課長）また特別支援学級の状況にもよりますけれども、特別支援学級が現在広田小学校に2クラスございます。令和5年度には普通教室が11クラスと特別支援学級が2クラスで13教室となりまして、既に1クラス足りなくなるという状況も想定はされる場所なのですが、こちらについては特別支援学級を1つの教室の中で間をパーティションですとかアコーディオンカーテン等で区切りまして利用することで対応してまいりたいというふうには思っているところですが、そういったことで状況に応じていろいろと対応は考えてまいりたいというふうに思っております。家庭科室なんかですと、図工室に使っているということなので、調理実習などが衛生的によくないということがございます。その点につきましては、隣接しております川里生涯学習センターの調理室を利用させていただくとか、そういったことで対応させていただくように学校のほうにお願いしているところがございますが、そういった工夫をしながら対応していきたいというふうに考えております。最大で教室のほうは、先ほどもご説明申し上げましたが、令和7年度が12クラスということがございます。そのほかに特別教室が2クラスということですので14教室ということになります。その場合には、やはりまた図工室と家庭科室は一緒にしないとちょっと教室が足りなくなってしまうかなというのも想定される場所ですが、特別支援学級等の状況もございますので、その辺をよく考えながら対応してまいりたいと思います。以上です。

（加藤）今の答弁ですと、もしかしたら足りなくなって、また特別教室が、図工室と家庭科室を1つに使うというふうなことの可能性もなきにしもあらずというふうな答弁だったと思うのですが、そういう先がある程度そうなるかもしれないということであれば、そういうことを見越した中での計画をすべきではなかったのかなというふうに思うのですけれども、その辺はどのように考えた中でこの予算の中でしようとしているのか。

（教育部副部長兼教育総務課長）想定されているのが35人学級というところ

ころでございまして、例えば令和5年の1年生が住民基本台帳では36人ということが想定されております。ただ、これをここ数年間の進学率と申しますか、そういったものを学務課のほうでは把握しておりまして、それを掛けると35人になるという可能性もありまして、この辺は何とも想定ができないところでございます。そういったことから、教育委員会としましては、令和7年度が一番重要教室ということで、人数が増えるのですけれども、その中でも36人というクラスが3学年ほど想定されておりますので、そういった先が読めない状況の中で必要最低限の教室を整備したいというふうに思っております。

以上です。

（加藤）3学年も36人学級になる可能性があるかと。今の推移を見たときに。それになったら、そのときはそのときだというふうなことになるのですか、では。今それを見越して、では例えばもう1教室だけでも増やしておくとかというふうな、というのは吹上小学校を新設するときも私本会議で聞いたことがあるのです。こういう何教室を造るということで計画をして、それでこれから、あの頃はまだ北新宿の学校区域はずっと吹上小学校になっていたわけで、それで教室が足りるのですかと質問した覚えがあるのですが、それはちゃんとそれを見据えた中で計画していますというふうなことだったのですが、吹上小学校が新築されて数年足らずでもう特別教室を普通教室に使っているという実態があるというふうなことを聞いて、えっ、そんなことないでしょうと私その人に反論したことがあるのです。何かの折に吹上小学校に行ってその確認をしたら、はい、そうなのです、特別教室を普通教室に使っていますなんて、そういうことが分かったのですけれども、そういうやっぱり子どものよい環境をつくる、つくるという、本当お題目のように答弁の中でもいろんな面でありますけれども、そういうところにやはり、先がそういうことであれば、もうちょっといろんなことを見越した中での計画をすべきではないかなというふうに、お金がないのは分かりますけれども、でも実際がそういうふうな状況で、ある程度先が、全然ないですよということなら、広田小学校も小中一貫校みたいなことでいずれはなくすという計画

もあるわけですから、それまでのこととということ10年というふうなことで計画しているのだと思うのですけれども、その10年の間に子どもたちは一年一年学年を超えていくわけで、そのときに当たった子どもたちに対してどうかということが大事だと思うのです。後で一貫校になってしまうのだからいいということで、そのときには今広田小学校にいる子どもたちというのはもう卒業していってしまうわけですから、やっぱり今ある子どもたちにどう対応するかということを中心に考えるべきだと思うのですけれども、その辺はどのようなことを見据えた中でのこういう計画になったのかお聞かせください。

(教育部長) 先ほど課長が36人学級になるのが学年で3学年あるというふうに申し上げたところでは、マックスでのお話をさせていただいております。その課長の答弁の意図というのは、36人だと2クラスになるわけです。だけれども、そこがぎりぎりの線が3学年ありますよ、もしかしたら転校してしまっても35人になるかもしれない、そうすれば1学級で済むので、今36人というのはマックスで2クラスを見ていますよというお話をさせていただいたところでは、ですので、今大きく教室数を見ていますので、そういうところでちょっと様子は、転出入については、転校、転入についてはまだ先になってみないと分からないところですので、今分かる範囲内でマックスで見ているということになります。先ほどこれも課長が申し上げたとおり、令和7年度で一番教室数が必要になっていくのですけれども、それ以降、8年、9年、10年と、8年、9年は一緒ですけれども、10年になるとまた令和4年度と同じクラス数になっていく、減っていくという形で見えていますので、今最大のところで何とかなるのではないかとこのところで押さえている数字でございます。

(加藤) それ本当にまだきちんと見えていないことを想定するというのはもちろん大変かもしれないのですが、でも今教育部長がおっしゃったのは、今36人になるだろう、でももしかしたら転出してしまったりかもしれない。逆を言えばその36人の中に転入してくるかもしれないという可能性もあるのではないですか。なくなることを想定するのか、増えてくるこ

とを想定するのかということがあると思うので、ちょっといたちごっこになると思うので、これは今どうする、こうするということはもう、どうしますという答えも出てこないと思うので、ちょっと別な質問に変えたいと思うのですけれども、本会議の中で、先ほどの答弁の中にもありましたね。何学年がそこに、プレハブのほうに行くか分からないというふうな話もされていますけれども、基本的に分かっていることは、そのプレハブにはトイレがないということでしたよね。そうなってくると、何学年か分からないといっても、2教室を造るならやっぱり学年で2クラスあるところのというふうになると思うのですけれども、あまり低学年でしている中でその子たちが休み時間に本校のほうまでトイレに行くなんていうことはやっぱり大変かなと思うのですけれども、やっぱりきちんとその新しいリースの教室は、ここ何学年で、今もう分かっているわけですよね。4年から10年ですけれども、このリースをいつから使い始めるのか、それで学年としては何学年を予定しているのかが分かりましたらお聞かせください。

（教育部副部長兼教育総務課長）今年度中に土地のほうの農転の申請ですとか、そういったものを終えまして、4月に入札を行って、6月に工事のほうを着工したいというふうに思っております。そうしますと、竣工、引渡しは、そのときのコロナの状況で部材がどうかということもございまして、令和5年度中には竣工、引渡しということで考えておりますが、できるだけ早く、工事が終わりましたら教室のほうの供用開始をいたしまして、広田小学校の教室不足に対応したいと思っております。

それと、何学年が入るかということでございまして、そちらにつきましても学校の要望もございまして、そちらをまだ確認しておりませんので、こちらの補正予算がお認めいただけましたら学校のほうに確認をしながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

（加藤）では、次の同じ債務負担行為の中の川里地域の小中一貫校の関係でお聞きしたいと思います。

これもなるべく早くにというふうな、そんな要望がある中で、これからこの小中一貫校を進めていく中で並行していろいろ早めにやっていくというふうな内容を考えているのではないかと思うのですが、でももう本当にどっちが先がいいか、同時がいいかということはなかなか難しいかと思うのです。笠原小学校みたいにそんな決定もしていないのにそういう跡地利用なんていうことはとんでもないという話もあるでしょうし、今議会の中でもやっぱりそういうことを考えているのであれば同時に進めていくべきだというような考えの方もるかと思うのです。川里地域の一貫教育にしても、10年をめぐりにということ、今先ほどの答弁ですとかなり具体的な数字、何年にはどうか、何年にはどうみたいな話がもう実際出てきているではないですか。そういう大まかというか、アバウトの中でやっぱりこういうことであれなのですけれども、きちんと予算を取ってこういう業務委託をしていくというふうなことだということだと、もうやっぱりこれは決定事項かなと地域の方は思わざるを得ないのかなというふうに思うのですけれども、その辺どういうふうに地域の方に、川里地域の方も全てが賛成しているということでもないし、全てが反対しているということでもないかと思うのですが、その辺地域の方にどういうふうにこういうふうなことを、予算立てをする中でどのような説明をしていこうとされるのかお聞かせください。

（教育部副部長兼教育総務課長）では、お答えをいたします。

先ほどの跡地利用ということもちょっとお話ございましたけれども、やっぱり意見交換をしている中では、学校が仮に統合になった場合はどういったことで跡地利用するとか、そういったこともないとなかなか自分たちも判断できないという意見ですとか、やっぱり絵を示してほしい、こういう学校施設ができるというようなもの示してほしい、そうでないとやっぱり自分たちが考えるものが、考える資料が足りないというようなご意見を保護者の方等からいただいております。そういったことで、今回の補正予算の基本構想、基本計画の中には関連公共施設の再編という言葉も入っております。こちらにつきましては、学校の跡地も例えばどういった使い方ができるのかとか、そういったところについても委託

先とちょっと考えていきたいというふうなことで考えております。そういったところを示しながら意見交換会を行ってまいりたいというふうに思っています。

以上です。

（加藤）いろいろなそういうことを説明してほしいという方もいらっしゃるけれど、取りあえずは一貫校に関して反対だという方も中にはいらっしゃるわけです。やっぱりある程度どういうことなのか先のことを見たいという方は、ほぼ賛成的な、そういう考えの方のほうが多いのではないかなと思うのですが、やっぱりその辺の、今現在の保護者の方のみでなくて、これから先本当にそういうところに学校がなくて、もう本当に1つの学校になってしまうとなると、その地域、地域の活性化もだんだんと失われてしまってくるというふうなこともあるわけで、先ほどの常光小学校のことでもないですけれども、やっぱりもっと慎重に、計画を立てたからといってその計画を実施するというでなくて、やはりあくまでも計画は予定であるというふうなことで、いろいろなことを考慮した中で考えていていただきたいというふうに思うのですけれども、既に実際にこういうふうにもう計画をしているということは、やはりある程度この計画に基づいて実行していこうというふうな考えなのかをちょっとここで確認をしておきたいと思います。

（教育部副部長兼教育総務課長）一応教育委員会といたしましては、適正配置等審議会に諮問いたしまして、おおむね妥当であるということで答申をいただきました計画の中で、令和10年度が最短でございますけれども、川里地域につきましては、今まで行ってきました小中一貫教育における成果等を見た上で、教育効果の向上が図られるということから、教育委員会としては、川里地域については小中一貫校もしくは将来的には義務教育学校を整備したいというふうに思っているところではございます。しかし、答申の中にもありますように、川里地域につきましては、地域の方ですとか、保護者の方ですとか、そういった方々と意見交換をしながら実際の統合等の時期については定めていくように、検討するよということによって附帯意見にもございますけれども、そういったことで

進めてまいりたいと思っておりますので、必ずしも10年度にもう何が何でも義務教育学校をつくるということではなくて、地域の方々とよく意見交換をして、その辺については検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

（加藤）27ページのほうに行きますけれども、保健衛生費のところです。ここ予防接種の関係ありますけれども、先ほど説明もありましたけれども、これ何名ぐらいの方が実際受けられているのかをまず伺いたいと思います。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）HPVワクチンの実績ということによろしいでしょうか。

（加藤）はい。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）まず、直近の接種者数を申し上げます。令和2年度の接種者数が79人（P92「延べ79人」に発言訂正）、令和3年度が325人（P92「延べ325人」に発言訂正）、そして令和4年度の10月末までの人数になりますが、こちらは446人（P92「延べ446人」に発言訂正）というふうになっております。

以上でございます。

（加藤）結構段々と増えているという実態なのですね。

では、その下のこのとり交付金ですけれども、これも実際たくさんもしそういう方がいらして、いろいろ悩んでいる方が悩まずに受けていただければいいのではないかなと思いますけれども、これも何人ぐらいの方が受けられているのか教えてください。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）このとり交付金、今現在やっている事業の11月18日現在でございますが、52の方が申請しております。

以上です。

（加藤）これ説明の中で所得要件の廃止のためにというふうな説明があったかと思うのですけれども、今まではどういう、所得要件というのはどういった内容だったのですか。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) こちらのほうの所得要件でございますが、撤廃された時期としましては令和3年1月の1日からなのですが、その前の要件としましては、夫婦合算で所得が730万円未満というような要件がございました。

以上です。

(加藤) ご夫婦の両方の所得が730万円以下の方が対象だったけれども、それが外されたということなのですね。それで52人。この52人の方は、そういうもう条件は何の関係もなくそれが受けられるということになるわけですよ。分かりました。

では次、33ページに行きます。教育費の関係なのですが、先ほど赤見台のプールの改修工事がありました。赤見台はこれ40年。この赤見台のプール以外に40年以上たっているプールが8校あるというふうな話がありましたけれども、小学校のプールは、中学校はもう廃止にするということが決定してしまいましたけれども、小学校はずっと、全て学校のプールを維持していくとかというふうなことではなくて、どういうふうにするかということのはっきりは決まっていなくても、取りあえず小学校のプールという授業はなくさないというふうなことになっていますよね。そういうことで、8校、プール40年以上たっている小学校あるわけですがけれども、その8校に対しては今後どのようにしようと考えているのかお聞かせください。

(教育部副部長兼教育総務課長) それでは、お答えをいたします。プールでございますけれども、やはり同じように塗装が劣化しているプールもございます。そういったところにつきましては、状況をよく確認しながら、赤見台第一小学校と同じように維持管理に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

(加藤) ちょっと時間ないので、次へ行きます。35ページの特別支援学級の関係ですけれども、馬室小学校は、これ全く初めての特別支援学級になるのでしょうか。あと、中学校のほうのふれあいサポート事業の中でも、南中学校ですか、ここに特別支援学級とい

うことですが、この中学校は初めてでなくてですか。ちょっとその辺を確認させてください。

(学校支援課教育支援センター所長(課長級)) お答えいたします。馬室小学校につきましては新設になります。知的障がい学級と自閉症・情緒障がい特別支援学級、それぞれ1学級ずつ、2学級設置する予定になっております。南中学校につきましては、知的障がい特別支援学級はもう既にありますので、今回、自閉症・情緒障がい特別支援学級1学級を増設したいと考えております。

以上です。

(加藤) 39ページに行きます。

これは、さっき説明があったのですよね。それで、体育施設の電気の設備の委託料だということなのですから、この総合体育館、鴻巣地域体育施設って、これ総合体育館のことになるかと思うのですが、数年前にここ、総合体育館、大改修をしたではないですか。それは改修のみで、そういういろんな設備関係というか、そういったものは全然チェックしないで、本当に周りの改修、そういったことだけだったのかをお聞かせください。

(スポーツ課長) お答えいたします。

こちらの非常用電源の自家発電設備の点検でございますが、6か月に1回点検をやっておりまして、そのときに一応動作確認等させていただいております。今回の点検でその動作に不良が出たということでございます。

以上でございます。

(加藤) では、6か月に1回点検しているということだと、その大改修したときにはまだそういったことがなくて、6か月点検のこの近々の中でチェックをしたときにそういうふうなことがあるので、今回こういう補正予算を組むということによろしいのですね。

では、以上です。

(菅野) 13ページの上から2番目、障害者自立支援給付費負担金ですが、2,818万1,000円が計上されています。能率に応じて行うという

のと、あと学校支援、自立支援ということで行いますよと言っています。それから、障害者医療費負担金分の473万7,000円は病院や機能訓練に使うものだと言っていますけれども、これは何人分を想定してこの2,818万1,000円になるのか。病院、機能訓練というのはどのようなことをするのか、ここをまずお聞きをします。

(委員長) 菅野委員に申し上げます。

質問が多岐にわたっておりまして、恐らく3種類ぐらい言っていたのですが、どこの部分のどこの質問をまず最初になさるのか、それを皆さんにお知らせしていただかないと、どこの担当課がどこを答えるのかちょっと分かりかねると思います。

(菅野) 分かりました。予算書の13ページです。1、民生費国庫補助金の中の、説明でいうと上から2番目の場所です。2として、区分は障害者自立支援給付費負担金と、その中が2つに分かれているわけです。障害者自立給付費負担金と障害者医療費負担金がある。この部分でお聞きをしています。そして、2,818万1,000円が二手に分かれていますね。障害者自立支援給付費負担金は2,344万4,000円です。これは、能力に応じて行うということになっております。それから、障害者医療費負担金は、病院や機能訓練などに関する負担金で、見込みよりこれは多くなったのだというふうに言っていますけれども、これについての詳細をお聞きします。

(障がい福祉課長) 先ほど人数についての質問があったかと思うのですが、人数、この自立支援給付費負担金で何人増えたとか、障害者医療費負担金で何人増えたということまではなかなか申し上げることできないのですが、昨年度と今年度の人数の増加についてちょっとお話ししたいと思います。令和3年度が777人の実際の利用がありまして、令和4年度の見込みが840人の見込みをしております。そういったことで、昨年度より随分人数も増えていることですので、今回の予算も増加というのを予定しております。

以上です。

(菅野) あと、障害者医療費負担金については。これと併せて今答えた

のですか。二手に分かれていますよね、障害者医療費負担金が。2,818万が2,300万と470万と。470万のほう。

(障がい福祉課長) すみません。先ほど言った人数は全体の人数を言っておりまして、全体でこれだけ増えることを想定していますというような人数です。この事業だけで何人というのはなかなか申し上げることはできませんので、全体としてこの事業、障がい者の自立支援給付事業としてこれだけ人数が増えるということを想定しております。

以上です。

(菅野) そうすると、自立支援というふうになるということは、今できないことができるようになるとか、そういうことがあると思うのです。どういう面で、では自立という状況が加味されてくるのか。どう捉えてこの負担金が、能力に応じ、適性に応じるとなっているものですか、その能力と適性をどのように考慮してお金が出ていくのか、そこをお聞きしたいと思います。

(障がい福祉課長) 能力に応じてどのような適性が上がっていくかということなのですが、障がいのサービスにはたくさんサービスがあります。例えばその中で、今回も人数が増えているのですけれども、就労継続A型というのがあります。これは何かというと、就労を目指してこのサービスを利用することによって将来就労できるようになるというサービスになっております。また、就労定着支援というサービスがありまして、これは何かというと、就労はできているのですけれども、今後就労が定着するように、それが長引くように支援するサービスであります。そのような形で、利用者の方が能力や適性に応じ、できるだけ社会生活ができるように、そのようなサービスになっております。

以上です。

(菅野) この事業を受けた人がどれぐらいの割合で社会復帰できるという状況に今までなっているのでしょうか。人数的にね。100%なのか、90%なのか、何%なのかと、そこら辺をお聞きします。

(障がい福祉課長) この自立支援給付の事業なのですけれども、障がい者の方が利用することによって社会復帰とか自立ができるのですけれど

も、何人の方がというのが非常に難しく、実際に障がいをお持ちの方がこの訓練を受けて実際社会復帰している方も当然いらっしゃいますけれども、何人というのはなかなか難しく、今人数はちょっとお答えすることはできないのですが、確かに社会に復帰していたりとか、社会復帰したのですけれども、またこのサービスを使ったりとか、何回も繰り返す方もいらっしゃるのですけれども、このサービスによって自立の手助けになっているのは間違いないと思います。

以上です。

（菅野）21ページの生活困窮者自立支援事業1,060万7,000円が出ています。申請期間の延長、そして国が4分の3で、コロナで10分の10が出るという説明がありましたけれども、この点につきまして、住居確保給付金に扶助費として1,035万3,000円が計上されているわけです。これを受けた人の人数と、大体1人幾らぐらい、1世帯幾らぐらいかという、その1,035万3,000円の金額、そこをお聞きしたいと思います。

（福祉課長）お答えいたします。

ご質問がありました1,035万3,000円でございますが、こちらは住居確保給付金が33万3,000円、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金が1,002万円になって、合計で1,035万3,000円となっているものでございます。住居確保給付金でいきますと、こちら令和4年の10月末時点の利用状況を申し上げますが、受給者、延べ17名、延べ支払い回数でございますが、44回、支給金額は169万1,800円となっております。住居確保給付金については以上です。

（菅野）そうすると、今169万1,800円と言いましたけれども、これという、扶助費を見ると1,002万になっていますよね。住居確保が、扶助費自体が1,035万3,000円で、住居確保が33万3,000円ですが、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金というので1,002万が出されていますけれども、この分はどのように金銭の投下されているのでしょうか。扶助費の中に入っていますので、生活困窮者自立支援という立場でお聞きをします。

（福祉課長）新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の利用状

況を申し上げます。令和4年10月末時点で捉えておりますが、決定者、延べ47名、支出合計912万円でございます。延べの支払い回数に換算しますと131回になっております。

以上です。

(菅野) そうすると、1人当たりになると幾らぐらいになるのでしょうか。延べ47名、912万円、131回で割るのか。どちらで計算するので。人ですね。47名ですね。

(福祉課長) こちらの新型コロナウイルス感染症の生活困窮者自立支援金の支給額でございますが、こちら単身世帯が6万円、2人世帯ですと8万円、3人以上の世帯ですと10万円になっておりますので、要は支給する世帯に応じて金額が違うものですから、単純にならしてということはおそらくつかんでおりません。

以上です。

(菅野) 6万と8万と10万の分の世帯数って分かりますか。6万と8万と10万の世帯数。47名だからね。では、何名でもいいですけども。

(福祉課長) 申し訳ございません。今現在、申請、決定をしている数字ではちょっと今は捉えておりません。申し訳ございません。

(委員長) 皆様に申し上げます。

菅野博子委員まだ質問の途中なのですが、おおむね1時間たちましたので、ここで15分の休憩をしまして、3時半から再開します。質問の続きはそこからお願いいたします。菅野博子委員、あと17分質問時間残っておりますので、3時半から17分ですよろしくお願いいたします。

では、暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時14分)



(開議 午後3時29分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(菅野) あと2問だけです。

27ページのこのとり助成金事業680万円が計上されました。この内訳は、早期不妊治療費助成金が200万円、このとり交付金が480万円とな

っています。これらが何人の方が受けて、どのような結果になっているのか、この点をお聞きします。

（委員長）菅野博子委員、先ほど人数については質問……別ですか。

（菅野）11月18日現在52人。

（委員長）分かりました。失礼しました。菅野博子委員はまた改めて質問ですよ。

（菅野）うん。

（委員長）分かりました。

（菅野）では、計画か。どのぐらいの計画なのかだね。では、これからやるのが何人ぐらいを計画しているか。だって、680万の範囲だからね。でも、このとり交付金は480万来るとちゃんと書いてあるのですよ。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）今回補正させていただきましたこのとり交付金のほう、こちらは、補正分としましては48人分を予定しております。また、早期不妊治療費の助成金につきましては20名を予定しております。

以上です。

（菅野）そうすると、合計しても68名ということですが、この人数というのは適正な数字ですか。それとも、多くの市民に行き渡っている数字なのか。市報か何かに載せているわけですよ。市報に載せるか、それか市報でもし分からない場合は聞きに行くとならぬに教えてくれるという、そういうこともあるのか、そこを併せてお聞きしたいと思います。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）このとり交付金の今後の48人分の予算計上につきましては、今現在の制度の経過措置分となりますので、周知に関しましては以前から周知されているものです。こちらの積算につきましては、今県のほうで決定通知が出ている方の中から今後鴻巣市に申請があるのかなという積算をしておりますので、こちらの人数で今年度の補正額を算出しております。

また、先ほど20名と言った早期不妊治療につきましては、今年度新たに始めた制度となります。これは、保険治療が行われた後の新しい制度となりますので、この補正予算が可決されましたら周知のほうに努めたい

と思っております。

以上です。

（菅野）では最後に、29ページのカードリーダー、マイナンバー認証カードリーダーとなっていますけれども、この中で工事請負費にオンライン資格確認システム設置工事に12万4,000円、そして一番多いのは備品購入費、施設用備品で24万1,000円となっているのですが、これらは夜間診療所営業に対してどのように市民の皆さんに政策として恩恵が行くのかお聞きをします。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）今回、マイナンバーカードに保険証をひもづけすることによりまして、市民の方にとりましては、就職ですとか転職、また引っ越しの際に被保険者証の切替えをすることなく、マイナンバーカードがあれば医療機関等へ受診ができるようになります。また、医療機関の窓口でも資格確認がスムーズにできますので、窓口の待ち時間も少し削減できるかなというふうに考えております。

以上です。

（菅野）そうすると、医療機関の窓口というのは、ほとんど鴻巣市内の医療機関にはこの通知が行って、全てがそれに対応できる状況になるということでしょうか。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）順次オンラインシステムによる資格確認というのは国を挙げて進めているところではございますが、現在市内の状況を見てみますと、11月の21日時点で全部で64か所となっております。内訳といたしましては、通常の医療機関が22か所、歯科診療所が13か所、それとあと薬局でも導入しておりますので、薬局が29か所の合計64か所というふうに把握しております。

以上でございます。

（菅野）医療が22で、歯科が13で、薬局が29で、薬局が一番多いのですけれども、そうすると医療機関というのは行き渡っている数が少ないと思うのですが、今後数は増えていくのでしょうか。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）国のほうでも2024年秋には保険証のほうを廃止してマイナンバーカードと一体にするというような発表を

しております。そういったこともございますので、少しずつ導入する医療機関は増えていくものではないかというふうに考えております。

以上でございます。

（潮田） それでは、やはり前任者が幾つか質問されておりますので、ちょっと少ないものですが、質問いたします。

最初に、債務負担行為のところで、川里地域のところでありますけれども、7ページ、川里の地域小中一貫校整備及び関連公共施設の件でありますけれども、ここについては、小中一貫校と義務教育学校って違うではないですか。今鴻巣市が目指しているのは小中一貫校であって、義務教育学校ではないということでしょうか確認をしたいと思います。

（教育部副部長兼教育総務課長） お答えをいたします。

他市の例を見ても、最初は小中一貫校ということで、小学校の校長先生、中学校の校長先生ということでこういった施設を始めることが多いのですが、それでその後、時期を見て義務教育学校にしていきたいというふうに今のところは考えております。義務教育学校になりますと校長先生1人ということになりまして、より先生方の連携が取りやすいのかなというふうには思っているのですが、いずれにしても今回、義務教育学校、小中一貫校施設一体型のものは初めて鴻巣市では考えている事業でございますので、いきなり義務教育学校というのではなくて、まず小中一貫校をつくりまして、その後、時期を見て移行していきたいというふうに思っております。

以上です。

（潮田） 義務教育学校にいずれなるというふうになると、教師のほうの体制だと思うのですが、義務教育学校だと小学校と中学校の両方の資格がないといけないかなというふうに思うのですが、その認識でよろしいでしょうか。

（教育部副部長兼教育総務課長） 義務教育学校になりますと、小学校、中学校、教員免許状、両方必要ということになるのですが、ただ当分の間は小学校の免許状で前期課程、中学校の免許状で後期課程の教員になることもできるという形にはなっております。

以上です。

（潮田）分かりました。

それでは、次の質問にいたします。21ページの障害者自立支援給付の中で、これって補正のたびに障害者自立支援給付が増えているかなというふうに思うのですけれども、今年度補正で増えた合計、例年の増加傾向の推移、要は来年度の予算を立てるに当たって、毎年これ増えているかと思うのですけれども、今年度の補正で増えた分の合計を教えてくださいと思います。

（障がい福祉課長）補正でということなのですが、最終的に1年間でこの見込みという額でよろしいでしょうか。

（潮田）はい。

（障がい福祉課長）見込みの額が21億8,260万円を予定しております。

（潮田）すみません、答弁漏れ。当初との比較。当初予算との比較。

（障がい福祉課長）今回の増えた金額は、当初予算より5,636万1,000円増えています。そういうことではないですか。

（委員長）潮田委員、再度説明いただいてよろしいでしょうか。

（潮田）当初予算で立てた金額と、何回か補正している中で今回の補正を合わせるとどのくらいの違いがあるのか。増額になっているのか。

（健康福祉部長）今年度は、今回の補正が初めてでございます。当初予算が21億2,623万9,000円で、今回5,636万1,000円を補正させていただいて先ほど課長が申し上げました21億8,260万円になります。

以上です。

（潮田）分かりました。大変に障がいの関係とかもよく似た名前があったりとか事業名があったりするので、すみません、私のほうで認識が間違っておりました。大変失礼いたしました。

次に、23ページの放課後児童クラブのところで処遇改善で9,000円の増額となっておりますけれども、実際の時給換算でどのくらいの増となるのか。

（こども応援課長）まず、こちらの処遇改善につきましては収入の3%程度、月額9,000円ということでの補助基準にはなっているのですが、実

際に賃金改正の具体的な方法や対象、改善額については事業者の判断により決定することとなっております。それですので、一律に時給が幾ら上がるというものではないということをご理解いただければと思います。

（潮田）その説明は本会議でもお聞きいたしましたので十分分かっているのですが、実際にそこで働いている皆さんがどのくらい、やはり子どもたちはかわいいし、仕事はやりたいけれども、やはりたくさんのお金を抱えながら働いていらっしゃる方が多いので、月額9,000円増えることで時給で大体幾らぐらいとかというのが、人によって違うことは確かだと思うのですが、大体どのくらいというふうに。これは、お金を支給するからには、そういったことをやっぱり、受け取る側のほうの思いというか、それに触れること、寄り添うこと大事だと思うのですが、すけれども、何十円とかというようにならるかと思うのですが、9,000円だと、だから何時間働いているとかというところからの単純計算でも出てきませんかでしょうか。

（こども応援課長）例えばという話になってしまうのですが、例えば午後1時から夜の7時までの開室時間6時間を月20日働いていたとしますと、合計120時間という形になります。そうすると、この9,000円を120時間で割るという形になりますので、時給的には75円という形になるかと思えます。

（潮田）分かりました。今、鴻巣市も直営の放課後児童クラブの方の時給は、役職者は別ですよ、役職者ではない方の時給はお幾らですか。

（こども応援課長）経験年数によって時給のほうは変わってくるのですが、放課後児童支援員で常勤、週5日働いておまして、継続的にやっている一番高い人で今現在は、すみません、ちょっと細かい数字が、千二百二十幾らだったかと思うのですが、申し訳ありません、後ほどここは調べさせていただきたいと思えます。すみません。

（潮田）今のは一番高い方ですよ。一番安い方を教えていただきたいです。

（こども応援課長）一番安い方につきましては、週3日も入らないよう

な、例えば1週間に1日とか2時間とかという方もいらっしゃいます。そういった放課後児童クラブ補助員さんという形になるのですが、この方については981円になっております。

(潮田) 今回の処遇改善で、それぞれの働き方によって多少違うと思いますがけれども、何十円かは上がるという計算というふうに思っていますよ。

(こども応援課長) 先ほどのご説明のとおり、対象者等につきましてはクラブの判断になりますので、皆さんがという言い方はできないのですが、平均的な考え方としますとそのような考え方になるかと思えます。

(潮田) それでは、33ページの赤見台第一小学校プールの件のほうに移りたいと思います。

これは、1人の人が入る、1人の児童が年間に入るのは10時間ぐらいかなと思うのですがけれども、実際、今年度の夏において授業としてプールとして利用したのは、何時間ぐらい入った。高温でプールに入れない日とかも当然ありましたから、どのくらい入れたかというのは調査されていますでしょうか。

(教育部副部長兼教育総務課長) 今そういった調査は教育総務課のほうでは行ってはいないのですがけれども、以前に調べたときには大体年間10時間ぐらい授業をやっているということでございます。ちょっと高温でどのくらい入れなかったかというのがなかなか今すぐには答えられないということでございまして、大変申し訳ございません(P93発言の訂正あり)。

(潮田) すみません、学校支援課のほうでもそれは把握はされていないということでしょうか。

(学校支援課長) 小学校全校に対して調査をかけてはおりませんが、ちょっと1校に確認したときには、やはり年間10時間ぐらい計画していて、そのうち数時間は気温が高過ぎるために実施しなかったということはございました。全校についての調査は、ちょっと行ってはおりません。

以上でございます。

(潮田) 1校がそういうふうになっているということは、ほかのところも、鴻巣市内であればそんなに気温変わるわけではないですし、湿度と気温がそんなに変わるわけではないから、10時間を学習指導要領ですか、で決めていたとしても、実際にはそれよりも入ることができない日があったということ。ちょっとそれについては掌握をしておいていただけるといいかなというふうに思っております。

すみません、それでは時間がないので、35ページのほうの小学校ふれあいサポート事業のほうです。今回馬室小学校がスタートとなりますと、市内18校中、特別支援学級がないのはどこになるのか。地元を希望していない場合もあるかと思えますけれども、希望している児童は皆希望校に行けているのか。特別支援学級に行っている児童数と特別支援学校に通う児童数を教えていただきたいと思えます。

(学校支援課教育支援センター所長(課長級)) お答えいたします。今特別支援学級が設置されていない小学校につきましては、小谷小学校と共和小学校の2校になります。来年馬室小ができるということで考えますと、その2校です。中学校は、全ての学校に設置されております。希望があれば、今回南中学校につきましては生徒1人を予定しておりますので、希望に沿って対応させていただいております。

(潮田) 特別支援学級に通っている数と特別支援学校に通っている数。

(学校支援課教育支援センター所長(課長級)) 児童生徒数ですけれども、小学校の生徒数が、知的学級が50名、自閉症・情緒学級が33名、中学校が、知的学級が23名、自閉症・情緒学級が22名です。特別支援学校が今ちょっと手元になくて分かりません。申し訳ありません。

(潮田) 今、特別支援学校のほうの先生たちから、非常に児童生徒が増えてきていて、もう教室でいうとパンク状態だという話がありました。鴻巣市においての特別支援学校と特別支援学級、両方ともずっと増え続けているということになりますでしょうか。ちょっとその傾向を教えてくださいたいと思えます。

(学校支援課教育支援センター所長(課長級)) 特別支援学級を希望する児童生徒は年々増えているような形ではあります。

以上です。

（潮田）これについてはまた細かく、教育支援センターのほうにまた行って詳しくお聞きしたいかと思えます。

ちょっとこれ私の認識不足なだけだと思えるのですけれども、35ページの文化センター管理運営の7,000万、これ財源更正でありますけれども、何に使ったものが7,000万になっているもののでしょうか。

（何事か声あり）

（潮田）700万でしたね。申し訳ございません。

（生涯学習課長）お答えします。

こちらの文化センター管理運営事業の財源内訳更正につきましては、こちらファミリーコンサートでジブリ音楽のコンサートを無料で行った事業があるのですけれども、そちらを地方創生臨時交付金を使っていますことから、こちらに特別財源として繰り入れたという、その内容になっております。

以上でございます。

（潮田）すみません、今地方創生臨時交付金とおっしゃられたかと思うのですけれども、今これ基金のほうになっているのですけれども、どういふことでしょうか。

（生涯学習課長）すみません。ちょっとこちらのほう確認をさせていただきたいと思うのですが。私がちょっと聞いているのは、新型コロナウイルスの地方創生臨時交付金（P93「新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金」に発言訂正）からの繰入れだと聞いているのですが、こちらは基金からになっていますか。ちょっとすみません。こちら、申し訳ございません、確認をさせていただきたいと思えます。

（潮田）私もちょっとこれが、地方創生臨時交付金のほうであれば文化芸術のほうでの対象になっておりましたので、これ基金というふうになってしまうとちょっとまた違ってくるのかなというふうに思いましたので、伺わせていただきました。それについてもまた後に細かく、またきちっと教えていただきたいと思います。

そうしましたら、1点、戻りまして27ページの保健センター管理運営事

業のところでございます。これについては光熱費というふうになっておりますけれども、今回この光熱水費については地方創生臨時交付金を使うということでございますけれども、そのほかに、この光熱水費だけの話で各課に話があったのか、今私としては、保健センターにWi-Fiがありませんので、Wi-Fi環境を整えるということはすごく大事だと思っております。そういったような各課に対して光熱費の部分だけの調査が行われたのか、コロナ対応で必要なものに対しての調査等が行われたかどうかと、それを確認したいのですけれども。または要望を出しているかどうか確認したいと思います。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）今回の光熱水費の調査につきましては、この項目の調査ということで伺って、歳出をさせていただいた金額となっております。あと、Wi-Fiの環境につきましては、口頭ではあるのですけれども、機会を捉えてお願いはしているような状況でございます。

以上でございます。

（潮田）それに関しては、今後一番、何歳児健診とか乳幼児健診のときに必ず皆さん、若いお母さんたちは来ますので、Wi-Fi環境があることはすごく重要なことかなというふうに思っておりますので、ぜひともそれはやっていただきたいかなというふうに思っております。

では、以上で終わります。

（野本）では、議案第84号の令和4年度一般会計補正予算（第10号）について幾つか質問をいたします。

まず、7ページの債務負担行為補正のところ、これまで質問が出ましたけれども、広田小学校仮設教室のリースについてもう少し伺いたいと思います。まず、この仮設の教室というのは耐用年数何年くらい使えるものなのかというところから伺いたいと思います。

（教育部副部長兼教育総務課長）では、お答えをさせていただきます。構造といたしましては軽量鉄骨造の建物ということでございまして、耐用年数、実際の正確に何年ということはちょっとお調べしていないのですけれども、一般的には50年程度は使えるのではないかなというふうに

考えております。

以上です。

（野本）仮設ではあるけれども、長く使えるものというふうに認識してよろしいのですね。ちょっと私的にはプレハブ校舎みたいな、そんなイメージを持っていたのですが、それとは違う、もうちょっとちゃんとした教室なのではないでしょうか。

（教育部副部長兼教育総務課長）過去にも吹上中学校でそういった仮設教室を造ったこともあるのですけれども、プレハブはプレハブの建物にはなりますが、昔と違いまして断熱とかもしっかりしておりますし、普通の教室と比べても見劣りしないようなつくりになってございます。

以上です。

（野本）そうすると、その教室の居心地というのは校舎の教室と変わらないというふうに判断してよろしいのかどうか。

（教育部副部長兼教育総務課長）はい、学校の校舎の一般的な教室と性能は変わらないというふうに考えております。

（野本）そこの教室に行くのが子どもたちがちょっとつらくなるようなことがあるのかなとちょっと想像したものですから。児童はその教室を6年間の小学校生活の中で何年使うというイメージ。その学年が決まっていれば1年で済むのかなというふうに思うのですが、そのイメージはどうなのではないでしょうか。

（教育部副部長兼教育総務課長）恐らく、想定になってしまいますけれども、学校って学年ごとに階を割り当てたり、教室を割り当てたりしておりますので、そういった使い方になるのではないかなと思います。

以上です。

（野本）ということは、6年間のうち1年間その仮設教室を使うというイメージで受け取らせていただくということだと解釈しました。

では次に、その同じところの映画館運営管理業務委託の下から2番のところで、先ほどの議案のほうでは指定管理のものがありました。先ほど指定管理の質問の中で指定管理料について伺ったわけですが、ここに出てくる委託料というのは、4年度から、4、5、6、7、8、9、これ

は5年間ですよね。5年間の合計ということで出ていると思うのですが、その積算の根拠といいますか、先ほどの指定管理料の毎年の推移というのは大体2,400万台から3,000万台ぐらい、今のところ1億7,300万を5年で割ると3,460万ぐらいになるわけですがけれども、根拠はどういうふうになっているのか伺いたいと思います。

(生涯学習課長) お答えいたします。

こちらにつきましては、ティ・ジョイのほうから今回提案を受けた指定管理料の合計の税抜きという形になるのですけれども、先ほど議案の中でお話をさせていただいた額は実際収入支出の差額の精算を含めた指定管理料となっておりますので、その辺で額のほうの差異が出てきているという認識でございます。

以上でございます。

(野本) これは限度額ということなので、要は先ほどのは収入とかの差異を考慮しなかった場合、つまり利益が出なかった場合はこのぐらい必要ですよというふうな捉え方でいいのでしょうか。

(生涯学習課長) お答えします。

こちらの金額については、収入支出の差額がプラス・マイナス・ゼロの場合の指定管理料の合計となっております。

以上でございます。

(野本) 分かりました。

一番下の映写機購入のところで、これは4年度から5年度までというふうになっているのですが、導入のスケジュールというものは、一遍に、一斉に替えていくのか、それとも順次替えていくのかというところはいかがなのでしょうか。

(生涯学習課長) お答えします。

映写機8台ございまして、それを1日で一遍に替えるということではなくて、1台ずつ夜間の営業していない時間帯に行うような形になっておりますので、営業自体に支障がないように導入を図っていくという、入替えを図っていくという状況でございます。

以上でございます。

(教育部長) 本議会で議決いただきましたら、今年度内に契約をしまして、3月の定例会に備品購入の仮契約を結びまして、その契約の承認をいただくということで、年度明けましたら6月末に8台全部取り替えるというようなスケジュールになっております。

(野本) そうすると、営業には支障ないということで、ずっと営業しながらできるということですね。これについては、最新式というか、レーザーで映写するというのがこの前の議案質疑のときに答弁されていましたが、逆に今までの方式はもうないから、もうこれに替えざるを得ないということなのか、それとも今までの方式もあるけれども、これを選んだのかということについてはいかがでしょうか。

(生涯学習課長) お答えいたします。

今後の映画上映の関係につきましては、やはりレーザー方式が一般的に今もう動き出しておりますので、ランプ形式というのはランプが2か月に1遍切れてしまうような状況でして、こういったレーザーにするとしばらく、何年かはもうそういったランプ交換とか必要なくなるというような状況でして、このレーザーに替えるというのは映画興行の全体的な流れの中の一環ということで考えております。

以上でございます。

(野本) 寿命が延びるということはいいことだと思いますが、見やすさとか見栄えというのは変わるものなののでしょうか、変わらないものなののでしょうか。

(生涯学習課長) お答えいたします。

こちらのランプからレーザーに変わるメリットといたしましては、先ほどちょっとお話しした部分も、同じ回答になってしまうのですが、ランプの場合は画面が揺らいたり、やはり暗い、明るいでちかちかするような映像がちょっと出てしまうような状況なのですが、まずそこが少なくなるということで、見やすくなるというのは間違いはないのですが、これを専門家が見ればすぐ分かるのですけれども、一般の方が見てもその辺ははっきりと、ではクリアになったとか、そういったようには見えないうことで聞いております。

以上でございます。

(野本) 分かりました。

では、23ページの先ほど潮田委員が質問されたこと、私ちょっとよく聞けなかったので、23ページのこども応援課のところ、放課後児童クラブ管理運営事業でよかったのですよね。先ほど時給の点があったのですけれども、一番少ない方が幾らというふうにおっしゃったのかちょっと。

(こども応援課長) 令和4年度お支払いしている形の時給になりますが、スポット的に週1回何時間であるとか、そういった形で入られている方の今現在の時給が981円でお支払いをしているところです。

(野本) 今現在というのは、例えば11月に受け取る分がこの時給ということなのでしょうか。

(こども応援課長) 金額については、市の給与表に基づいてやっておりますので、令和4年度ということでご理解いただければと思います。

(野本) ちょっと気になったのは、埼玉県の最低賃金は10月から987円になっているのですけれども、そこのところは市の場合は許容されるものなのでしょうか。

(こども応援課長) こちらについては、管轄が職員課にはなると思うのですけれども、給与改定を見込んでいるということ聞いております。

(野本) つまり県の最低賃金に従うことになるという受け取りでよろしいのですか。

(こども応援課長) その方向で行くのではないかと。すみません。職員課のほうで議論中です。

(野本) ちょっと気になったのはそこだけなので、私の質問は以上で終わります。

(金子) すみません、数点だけやらせてください。

まず、7ページの映写機のところなのですけれども、先ほどレーザー方式になるよというお話だったりとかがあったのですけれども、まず古いものに関して多分結構高額なものなのだと思うのですけれども、そういうのを売るというか、売ることである程度財源に回せたりとかというの、下取りとかがあったりするのかなというのは疑問に思ったのです。

が、その点いかがでしょう。

（生涯学習課長）お答えいたします。

現在使っている映写機につきましては、リース契約をしております、その契約が10年契約ということになっているものですので、その期間が切れることから新規の購入になるのですが、詳しくちょっとお話しさせていただきますと、今まで10年間の契約はV P F方式という契約で、デジタル上映システムの導入に、その前まではフィルム形式の映写機だったのですが、デジタル上映システムというものの導入に多額の費用がかかることから、デジタル上映を推進するために、映画配給側から配給作品に応じた手数料を徴収して、それを原資に低価格でリースを提供してもらい、併せてメンテナンスサービスも負担してもらえるととても有利な契約でした。それが、今デジタル上映システムが普及をしまして、もう契約自体がなくなってしまうことから、まずリース契約が終了することになります。ですので、その機器については、今ソニーと契約しているのですが、ソニーの機器ということになりますので、下取り等というか、ソニーにお返しするというような状況でございます。

以上でございます。

（金子）そうすると、今まではリースだったのだけれども、次はこれ単年なので、もう買ってしまうということですよ。令和何年までとしないということ。ちょっとその点お願いします。

（生涯学習課長）お答えいたします。

今回は、映写機の8台の購入ということで債務負担行為を上げております。

以上でございます。

（金子）すみません、映画の映写機についてあまり詳しくないのであれですけれども、一般的にこういうオフィスの用品だったりとかって、大きいものってリースが多いのではないかなとは思っています。さっきのV P F方式ですか、あれは有利なリースだったということなので、分かるのですけれども、ソニーの普通のリースとかというのはないのですか。何か買ってしまうと、普通何かリースなのではないかなという単純な疑

問なのですが。

(生涯学習課長) お答えいたします。

まず、リースという選択肢もあった、購入かリースかというところで検討したところなのですけれども、リースの見積りを取ったところ、5年間で約2,400万円、買ったよりも余計にかかってしまう状況が分かりましたので、その余分な費用がかからないために一括購入というような方向になりました。

以上でございます。

(金子) 購入については分かりました。

基本的に映画館の運営に関しては、もう設備なんかは市がやりますよという話だったと思うのですけれども、今後、今映写機は替えたではないですか。そのほかに最新、4DXとかいろいろあるわけです。埼玉県だとまだ7か所ぐらいしかないみたいなのですけれども、そういった新しい設備を入れることで集客を狙うみたいな、そういう戦略とかはあったりするのですか。

(生涯学習課長) _____

(金子) 分かりました。

では、次に行きます。27ページのこうのとりのとり助成金事業というところで、不妊治療費助成の話です。今年から不妊治療が保険適用になったというところで、ただ幾らかかかる。こうのとりのとり交付金は、これは市が今まで幾らか出していたと思うのですけれども、保険適用になったことで今後市の独自のやつとかは廃止になる予定なのですか、それともそれはそのまま残る予定なのですか。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) 3月までは自費で不妊治療を行っていたものに対して、3月以前から治療をずっと継続していて、例えば今年度7月に終わったよというものに関しては全て自費になりますので、それに関しては鴻巣市のこうのとりのとり交付金事業で補助をあげるというようなものが残っています。今回、新規ということによって早期不妊治療費助成金というのを今上げさせていただいているのは、令和4年の4月以降から保険適用になってスタートした不妊治療の方が3割負担で治療費を自己負担します。高額医療費だとか、その辺を引いた後に自己負担がまだございますので、それに対して妻年齢が35歳未満の方というようないろいろ制限はございますが、その3割負担払ったものに対して、また助成をするというような新制度が今鴻巣市として独自というか、県の事業に乗った形で事業を進めるというような提案となります。

以上です。

(金子) では、今後の方に関しては3割負担かかった分に対して新たにもらえるようになるので、4月より前というか、自費でやっていたときと比べたら相当治療費が浮くというか、お手頃になるというような。大体、平均値でいいのですけれども、どれくらいこの制度によって費用が安くなるのかという試算がもしあれば教えてください。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) この費用の試算が、不妊治療というのがとても幅が広い不妊治療になりまして、その方の不妊治療の額というのが100万かかる方もいれば、30万で済む方もいれば、10万で済む方、自費のときに、平均で、あくまでも平均なのですけれども、四、五十万と言われております。それが3割負担だと12万から15万。そこから所得によって高額療養費が引かれますので、ただ単純にそこから例えば

8万、所得に応じてそこから引きますので、5万7,600円引く方もいれば、8万100円を引く方もいらっしゃいますので、実質うちの今度新しい早期不妊治療の助成を充てることで自己負担がゼロ円になる方もいれば、やはりまだ自費分が残ってしまう方もいらっしゃいますので、一概に全ての方が自己負担ゼロとか、今までの治療と比べて安い、高いという比較がちょっと残念ながらできない状況です。
以上です。

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに……

（福祉課長）申し訳ありません。先ほど菅野委員のご質問いただきました新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給額の令和4年度の10月末時点の決定について回答させていただきましたが、内訳をということでしたので、内訳、手持ちにありませんでした。今分かりましたので、お答えさせていただきます。

まず、単身世帯が36名、2人世帯が3名、3人以上世帯が8名、合計47名でございます。支給額の合計912万円の内訳でございますが、単身世帯が552万円、2人世帯が120万円、3人以上世帯が240万円となっております。申し訳ございませんでした。

以上です。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）先ほど加藤久子委員のご質問の中でHPVワクチンの実績を述べさせていただきました。しかし、1人で2回、3回と接種した方もいらっしゃいますので、人数の前に延べをつけさせていただければと思います。訂正のほうをよろしく願います。申し訳ございませんでした。

（生涯学習課長）すみません。先ほど潮田委員さんのほうから文化センターの管理運営事業で財源内訳更正の関係でご質問があった件なのですが、こちら私もちょっとよく聞いていなかったのですが、令和4年度は基金からの繰入れとして総合政策課のほうで配分したものであるということでお聞きしておりますので、表記はこれのとおりだったのですが、すみま

せん、私のほうがちょっと理解していなかったもので、大変申し訳ございませんでした。

(何事か声あり)

(生涯学習課長) すみません。発言の訂正をお願いいたします。先ほど文化センターの管理運営事業で財源内訳更正につきましての特定財源を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金とお話しさせていただきましたが、新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金に訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

(委員長) ただいまの発言に関してご了承いただきます。

(こども応援課長) 先ほど潮田委員のほうからご質問いただきました直営のフルタイムで一番高い方の現在の時給ということでお答えをさせていただきたいと思います。

現在1,229円という時給になっております。

以上です。

(学校支援課長) 先ほど潮田委員さんからプール施設のところでご質問いただいた件についての回答で、訂正をさせていただきたいと思います。小学校全校に調査はかけてはおりませんが、学校に問い合わせたところ、計画として10時間以上、例えば12時間とか十二、三時間とか計画をしておいて、天候次第で実施ができる、できないがありますので、10時間以上計画していて、その結果、おおむね10時間程度各校も実施できているかなということで以前一般質問で答弁をさせていただいております。

以上でございます。

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

(何事か声あり)

(委員長) 失礼いたしました。質疑を終結する前に、一巡しましたので、これだけ聞きたかったというものありましたら、1人5分の持ち時間がございますので、ありましたら挙手をお願いいたします。

(加藤) 1点だけちょっとお聞きします。

映画館の映写機の8個を替えるというふうなことでしたけれども、映画

館って要は全部で最初は9施設というのですか、やっていて、実際上映されているのは7か所ではないのでしょうか。多目的ホールのほうが2館あってということで、8個の映写機を替えるという数字がどうなのかなとちょっと確認です。

（生涯学習課長）お答えいたします。

このすシネマのほうには現在9のシアターがございまして、2シアターが多目的ホールという形になっておりますが、多目的ホールのBはシネマの上映も同時にできる内容となっております、多目的ホールAには映写機はございませんが、そのほかの8ホールには映写機がございしますので、8台の交換ということでさせていただきたいと思います。

以上でございます。

（潮田）すみません、27ページのこのとり交付金のところですが、これ保険適用になったことで今までやっていなかった方も不妊治療をやるようになったとかというような傾向が見られれば、それを確認をしたいということが1点と、あと今年度につきましては補正予算でこのとり交付金という名称が残っておりますけれども、来年度以降については、このこのとり交付金というものの自体がなくなるのかどうか確認したいと思います。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）1点目の新たに保険適用になったことで不妊治療を行う方が増えるかどうかというようなお話かと思えます。今現在、4月からスタートしたということもございまして、保険適用になりますと保健所や県や市のほうに、今までは自費でやっていた治療でしたので、助成金を受け取るために申請のほうは県に上がっていたのですが、全く保険治療になりますとこの助成金の申請が県のほうに上がってこなくなってしまうと、増えた、減ったという正確な数字は捉えることができません。ただ、やはり保険適用になったメリットというのは、先ほど経済的な負担はなかなかちょっと比べることができないと申し上げたのですが、やはり治療になったことによってお客様が一定レベルの不妊治療を標準化してできるということで、恐らく今までまちまちだった不妊治療が一律になりますので、とても受けやすく

なる。また、自由診療だったがゆえに不妊は治療の対象ではないという
ような認識が、これが社会的に改められるという認識がこの保険適用に
なった大きなメリットと考えますので、不妊治療のほう为社会全体に広
がっていくというようなことが大きなメリットと考えますので、広く治
療のほうに広がっていくことを望んでおります。

また、こうのとりの交付金の……ごめんなさい。

(何事か声あり)

(こども未来部参事兼子育て支援課長) 失礼いたしました。今現在、こ
うのとりの交付金ということで名称が残っております。これにつきましては、
令和5年度でおおよそ終了するものと考えます。ただ、県に申請す
る期限が令和5年の3月末までとなっております、県の決定が万が一
令和6年の4月以降に決定がされますと、若干6年度も残るのかなとい
う予測にはなりません。ただ、残念ながら、この名称というか、この事業
はそれとともに一旦終了かなというところではございます。

以上です。

(野本) すみません、1つ質問を飛ばしていたところがあったので、伺
います。

健康づくりの29ページの夜間診療所運営事業のところはオンライン資格
確認システム設置工事というのがメインかと思いますが、その前とか後
に出てくる通信料、電子証明書発行手数料、それから施設用備品も、こ
れも一体というふうに考えてよろしいのでしょうか。

(健康福祉部参事兼健康づくり課長) 今回のオンライン資格確認をする
に当たりまして、光回線を接続いたしまして保険証の資格を確認をさせ
ていただくような流れとなっております。この電子証明書の発行手数料
というのが医療機関向けのポータルサイトからまず申請をできる仕組み
となっております。申請をいたしますとログインIDが後から送られて
くることになっておりますので、それをパソコンから入力して電子証明
書をダウンロードいたします。そのダウンロードした電子証明書を配線
の準備をしてくださる業者に提出して工事に取りかかるというような流
れになっております。

以上でございます。

（野本）そうすると、施設用備品というのはそれをやるためのパソコンということでしょうか。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）失礼いたしました。施設用備品というのは、先ほどの委員がおっしゃるように確認するためのノートパソコン、それとあとオンラインの資格を確認する顔の認証カードリーダーというのがございます。こちらと接続をするようなシステムということになっております。

以上でございます。

（健康福祉部長）申し訳ございません。一部訂正と補足をさせていただきます。

今回上げさせていただいた夜間診療所運営事業は、全てオンライン資格確認システムを設置するための費用でございます。今課長申し上げました備品購入費の中でカードリーダーにつきましては、無償貸与、無償提供ですか、されますので、それは備品購入費には入っておりません。ノートパソコンと、あと回線に使用するルーター、ハブなどが備品購入でございます。

以上です。

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（菅野）政府は、これまでカード取得者にポイントを還元するマイナポイント事業を展開。市町村ごとに取得率を公表し、普及状態に応じて地方交付税やデジタル関連交付金の配分額に差をつける方針も打ち出し、自治体に対策を急がせてきた。それでも今年9月末時点で国民の半数はカードを持っていない。利点が乏しいのが最大の原因で、自治体関係者は国が利便性を高めてくれないと進まないと訴える。岸田首相は、8月の内閣改造直後、河野太郎デジタル相に保険証の機能を持たせたマイナ保険証への一本化を期限を切って進めるよう指示。なかなか前に進まない現状を憂慮した。これは首相周辺の声です。首相の意を受けた河野氏

は、カード普及に関する関係省庁会議で厚生労働省に現行保険証廃止の早期実現を迫ったといい、政府関係者は河野氏の突破力が存分に発揮されたと打ち明ける。マイナ保険証は、医療機関や薬局の窓口の専用読み取り機で本人確認ができる。患者が同意すれば医者らが過去の処方薬や受診歴も把握でき、全国どこでも適切な医療を受けやすくなるのが売り文句だ。しかし、今月2日時点でマイナ保険証が使える医療機関などは全体の約3割のみ。カード取得者のうち、保険証として使えるようにした人は約4割にとどまる。デジタル庁幹部は、まず保険証廃止の時期を決め、走りながら進めると見切り発車を認めている。カードを持ちたくない人はどうしてもいるはずで、混乱回避を何とか考えるしかないと厚労省の幹部は言う。政府関係者は、カード交付が進まないで保険証廃止なんてできっこないと言い切る。業界にも医療現場で負担、混乱が生じる可能性がある。これは、松本吉郎日本医師会長の言う懸念の声です。政府は、マイナカードと運転免許証との一体化の前倒しも進める。実現すれば現場での対応は大きく変わります。警察関係者は、これまで設定されていた目標時期、これは24年度末、それですら厳しいのに、これ以上早めるのはかなりの負担と困惑した様子です。都道府県警が担う業務もあるので、専用のシステムや広報、啓発などの準備が間に合うのかが不安だとこぼす。一方、カードに保険証や免許証などの様々な情報が集約されることに、インターネット上では、常にカードを持ち歩かなければならなくなり、紛失が心配と個人情報漏えいを不安視する投稿が相次いでいる。総務省の幹部は、カードを取得しない人には政府に不信感を抱いている人も少なくない。取得を強いるやり方では、より反感を買うことも覚悟しないといけない、このように指摘します。制度が生煮えで現場困惑の事態を訴え、反対討論とします。

以上です。

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第84号 令和4年度鴻巣市一般会計補正予算（第10号）のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

（委員長）挙手多数であります。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後4時39分）



（開議 午後4時53分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

議請第1号 食の安全を守るため、福祉施設や教育機関にてゲノム編集トマト苗を受け取らないことを求める請願について、紹介議員の説明を求めます。

（中野）去る3月30日の本会議の中で、この請願について、提案理由について説明をさせていただいたわけであります。その部分とダブることがあるかと思いますが、やはりこのゲノム編集食品の栽培や販売が確かに国内では認められております。これは申請だけでできるということがあります。許可制ではないということのように聞いております。

もともとは、これシシリアンルージュハイギャバというミニトマトなのですが、開発したところはサナテックシード社です。実際これを販売しようとしているのがパイオニアエコサイエンスということで、既に2021年春には一般公募した消費者モニター4,000人に苗が無償配布されたという状況がございます。

このシシリアンルージュハイギャバというのは、GABA合成酵素、これはたんぱく質の一種なのですが、その自己制御の働きをゲノム編集技術を使って破壊し、つまりご存じのように遺伝子、これDNAですが、正確に言うとデオキシリボ核酸というやつなのですが、これを使うことによって、本来ミニトマトが持っているものの別の遺伝子を組み込むということであります。

先ほど言いましたように、これは厚生労働省に届けを出すだけで流通させることができるわけでありますが、もう一方で遺伝子組換え食品がございしますが、この遺伝子組換え食品というのは、今国内では表示義務というのがあります。しかし、ゲノムについては表示義務がありません。そういう点では、遺伝子組換え食品の場合は、例えば代表的なのが大豆だとか、それからトウモロコシ。大豆の場合は、特に納豆なんか見てもらうと分かりますけれども、遺伝子組換え大豆は使用しておりませんというふうに表示をされています。ですから、消費者については選択ができるのです。ところが、ゲノム編集についてはそうした表示の義務がありませんから、選択の余地がないということがまずあれです。

これは、確かに日本とアメリカでは今言いましたように認められているわけでありますが、一方、ヨーロッパにおいては、司法裁判所でゲノム編集は遺伝子組換えと全く同じではないかと、同一ということで、厳しい規制をすべきというような判断が出ております。そういう点からすると、今回予定としては、先ほど申し上げました会社、つまりパイオニアエコサイエンス、ここが2023年から小学生に苗を無償配布するというようなことを言っているわけでありますが、一口で言えばやっぱり安全性が確認されていない。アメリカとヨーロッパの考えというのは違う、世界で二分されている、そういうような危険なものについて、危険性をはらんでいるものについては、これからの世代を担っていく子どもたちに食べさせるということはよろしくないのではないかとというようなことで、今回生活クラブ生活協同組合から鴻巣市の教育委員会等にそういうものを受け取らない、無償配布に対して受け取りを拒否するというようなことをぜひやっていただきたいというようなお願いでございます。

以上でございます。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（潮田）今、紹介議員のほうから説明をいただきました。確認をしたいことが幾つかあります。

まず、今の説明にもありましたけれども、シシリアンルーリュハイギャ

バというのは、パイオニアエコサイエンス社のみの1商品ということでよいかどうかということ。

もう一点……あっ、そうか。一問一答でいいのか。3回まで。自由でしたっけ。

(委員長) 自由です。

(潮田) では、まずそこを確認をしたいと思います。

(中野) 私が知り得ている情報では、先ほど潮田委員が言うように、シリアンルージュハイギャバについて、これについては今ここだけでやっているというふうに私は聞いております。

(潮田) もう一点、先ほど大豆の話も出ましたけれども、ゲノム編集食品が遺伝子組換え食品と同じであるという認識であるということでしょうか。

(中野) 先ほど申しあげましたよね。アメリカとEUの違いが出ていますけれども、紹介議員となった私自身もそのように思っております。つまりEUが考えているように、やはりゲノム編集と、それから遺伝子組換えについては同じようなものであるというふうに思っております。余計なことを言うつもりはないですけれども、例えばこれまで我々、日本の場合、各種品種改良をやってきましたね。一番いいのはリンゴなんかもそうですけれども、そういう品種改良というのは遺伝子を人によって扱っていない、そこは違うところだと思います。遺伝子を使うということについては、やはり危険性をはらむというふうに、私はそのように理解をして、紹介議員として私は受けたというところがございます。

(潮田) そういたしますと、ゲノム編集食品に関してはいろいろな見解があちこちであるかな、国によっても違うかなと思いますけれども、日本において農林水産省はどのような見解を示されているというか、それを紹介議員は認識されていらっしゃるのでしょうか。

(中野) 先ほど申しあげたとおり、今言った農林水産省については、このゲノム編集については届出だけでいいというふうに、遺伝子組換え食品については許可制ですけれども、そこが違うというふうに私は思っています。

(委員長) すみません、中野議員、委員が今ちょっと聞き取れなかったみたいなので、最後のほうをもう一度お願いできますか。届出の後から。

(中野) 届出だけでいいということで、遺伝子組換え食品とは、日本の場合は、国内は扱いが違っているということでもあります。

(何事か声あり)

(中野) 遺伝子組換え食品についてね、それは。今ゲノム編集のことを聞かれたから。

(潮田) すみません。農林水産省の見解についてお話しをいただきたいと思います。

(中野) 農林水産省、それは申し上げたようなおりであります。国内ということは、それを代表して扱う省庁は農林水産省ですから。という理解です。

(潮田) すみません。農林水産省はゲノム編集食品に関してどのような見解を示しているかということを確認をしたいと思います。

(中野) だから、要するに遺伝子組換えと違って安全性が保たれているという見解です。

(潮田) それでは、今幾つかお聞きした中で再度確認をしたいのが、このシシリアンルージュハイギャバはパイオニアエコサイエンス社1社の商品であるということでもあります。また、国としての見解もそんなに明確にこれが明らかということには言っておりません。そういう中で、この1社が開発したもの、これは筑波大学とかと一緒に開発したようですが、けれども、そういったものを拒否をすとかというのを市議会で決めるというのは1社に対して不利益を及ぼすことになるかと思うのですけれども、そういうものではないという認識でよろしいでしょうか。

(中野) それは、先ほど申し上げたとおり、安全性がきちっと確認されていないものについてはやはり、企業という利益を求める会社ではありますが、それは認めるわけには、認めるということとはできないだろうということでもあります。安全性をきちっと。アメリカ、日本と、さっき言いましたEUとでは全然違うわけですから。そこを私はそういうふうに強調したい。つまり世界でゲノム編集は安全だということと、EUの

ように遺伝子組換えと全く同じであると、そこがやっぱり二分されているわけ。そういう点でいうと、どちらかというとEUの言っている部分のほうを私は思っていますし、安全が確認できない以上、植物として、あるいは人間が食べるものとして、やはり認めるわけには、おかしいだろうということです。だが、ゆえに絶対それを拒否すると言っているのではないです、これ。潮田さん。鴻巣市の教育委員会、来年、苗の無償配布があるから、そのときはぜひ断るようにはしていただきたいという請願ですから。

（金澤）確認をさせてもらいたいのですが、議事が進まなくてあれなのですが、今回の請願、これ文教福祉常任委員会で受け付けた理由は、委員長、どういうお考えなのですか。

（委員長）紹介議員から頂いた文書の中に、これを配るところが福祉施設や教育施設へ無償配布するということでしたので、この福祉施設や教育機関を担当しているのは文教福祉常任委員会の所管でありますので、恐らくそれで文教福祉常任委員会のほうに回ってきたのだと思います。

（金澤）というのは、これ今のお話を聞いていると、食の安全というのが一番重要なことではないのと。であると、文教福祉常任委員会の人ではないですよ。文教福祉常任委員会の場合は、福祉施設と教育委員会にこの苗を受け取らないようにしてくださいという話で事が進んでいるわけですから、であればゲノム編集トマト云々よりも、福祉施設、教育機関の中でどうするのだというところ、それをうちの委員会で決めていくような形になるのではないですか。

（委員長）もちろんそれも中には入っていると思います。それで、今日は環境経済部の副部長を臨席させています。

（金澤）普通だと環境経済部だよ、この所管は。

（委員長）同席していただいています。

（金澤）いるの。

（委員長）はい。恐らくそれを食べるのは福祉施設の人であり、苗ですから、植えるかどうか、それはその施設の問題で、ただもしも植えて育った場合に食べるのは子どもたちであり、福祉施設の方たちなので、そ

この安全性を守るということにおいてはやっぱり文教福祉常任委員会の付託でしょうねということまでこちらへ回ってまいりました。専門的なことは環境経済部の副部長に聞いていただければと思います。

（金澤）委員長がそれで分かっていたら結構です。

（加藤）では、請願に対しまして何点か質問させていただきます。

まず、これは生活クラブ生活共同組合・埼玉、鴻巣・吹上支部代表というふうなことでの西尾綾子さんから出されているわけですが、私から見れば、たったの22名という署名、その他賛同者、請願書の賛同者が22名ということは、私から見ますとかなり少な過ぎるのではないのかと。こういう請願を出すに対して。生活クラブという、そういう大きな団体からこういう請願を出すのであれば、もっとたくさんの方が賛同してこういうことをやっぱり要望していくのがいいのではないかなと思うのですけれども、その辺ちょっとまず1点として、なぜこんなに賛同者が少ないのかを聞きたいと思います。

（中野）まず、これをやる、言わば請願をするということから、実際11月の21日が締切りでしたっけ。その間に時間があまりなかったということが1つと、それからもう一つは、少なくとも請願を出すには、署名、請願賛同者が何名いようが、これは本来関係のない話であって、国民は誰しもひとしく請願をする権利を有しているわけですから、そういう点から考えれば、賛同署名者の多寡によって判断するということではないのでなかろうかというふうに判断をしております。

（加藤）それは、請願というものはそういうことで出せるのはもちろん承知の上ですけれども、クラブ生協というふうな大きな団体の中であれば、せっかく出すのであれば、もっとたくさんの方の賛同を得て出されたほうがよかったのかなと思ったので、その辺の確認をさせていただきました。

それと次に、これ国が一応認めているというふうなことになっているわけなのですが、先ほど金澤委員のほうからこれ所管が違うのではないかというふうな話がありました。これ、これから福祉施設や教育施設に配ろうとしているのを止めてほしいという今回の請願になっているのだと

もちろん思うのですが、実際にこれがもし福祉施設とか学校教育の施設、そういったところだけでなく、一般、市販的なもので売られる可能性が十分あるわけですね。先ほど紹介議員もおっしゃっていたけれども、そういう表示がなくて出されると。遺伝子組換えの大豆とかそういうのは、これ遺伝子組換えではありませんとかというふうなことで表示されているから、それを見て購入者がどうするか決めればいいわけですが、これからやっぱりそういうふうに普通に市販されるとなると、学校、福祉施設だけでなく、もう全ての人に及ぶ内容になってきてしまうのではないかと思うのです。今回は、配るということを考えているから、それを阻止しようというふうな請願だと思うので、その辺は理解するのですが、そういう中で国が何もなく認可をしたというふうなことで、この中には、これを食べたことによってどういう結果が出たかという、まだきちんとした検証がされていないのかなど。資料の中では、こういうことが、ああいうことがと想定される中身があるのですが、実際に本当にそういうことがあるとしたら大変なことになるかと思うのですが、だからそういうことが起こる前にこういうものは配布しないで、子どもたちにも食べさせてほしくないというふうな請願になっているのだと思うのですが、その辺をもっとやっぱりきちんと、学校とか福祉施設のみでなくて、本当にこれが危険であるということであれば、もっと事前に全体的に食い止める方法を考えていかないとと思うのですが、その辺は本当に今の福祉施設と学校施設ということだけのみでいいのですか。今現在はそうなっているからそうなのですが、本当に安全を考えたときに、これが悪影響があったときに、そこまで広い範囲でやっぱりきちんと考えていくべきでないかなというふうに見えるのですけれども、その辺いかがですか。

(中野) それは加藤委員の言うとおりでと思いますが、少なくとも、今回提案理由にも書いてありますように、取りあえずシシリアンルージュハイギャバというミニトマトで、サナテックシード社が開発してパイオニアエコサイエンスが販売すると。その販売する会社が今言ったように福祉施設と、それから小学校、2022年に福祉、それから2023年に学校と

いうことをきちっと発表している以上、この請願については、今言った特に教育委員会等々について、その所管のところへ受け取らないようにしていただきたいという請願なのです。ですから、そういう点でいえば全く広くやったほうがいいと思います。

1つ、これ今、余計ですが、さいたま市はこれ請願採択しているのです（令和4年12月7日令和4年12月定例会文教福祉常任委員会会議録P1発言の訂正あり）。それからあと、群馬県（令和4年12月7日令和4年12月定例会文教福祉常任委員会会議録P1「長野県」に発言訂正）の上田、東京の品川区、こんなところは議員のほうから一応ゲノム編集について質問が出ておりますし、さいたま市については請願が出されて採択されている（令和4年12月7日令和4年12月定例会文教福祉常任委員会会議録P1発言の訂正あり）。

それと、何よりも怖いのは花粉なのです。その今言ったミニトマト、ゲノム編集のミニトマト……

（マイク近づけてくださいの声あり）

（中野）すみません。ミニトマトね。これ驚くのですけれども、風速1メートルだと、これ何と飛ぶ距離が259.2キロも飛ぶのです。風速5メートルだと1,296キロ飛ぶのです。花粉の寿命は大体4日とされています。そうすると、これ今加藤委員が言うように、どこか1か所でそういうことを、無償配布を植えたとき、風が吹くことによって花粉が、今言ったように4日間の寿命ですから、飛んでしまう。そこで受粉するということになると、があっと増える危険性はある。だから、そういう点から考えると、やはり加藤委員の言うように、少なくとも福祉施設だとか、あるいは小学校等に限定しないでやるということは大事なことだと思いますが、当面、今申し上げました販売会社が22年は福祉施設、23年は学校ということを行っているので、今回の請願についてはそこに、販売会社がそういうふうに行っているわけですから、そこに絞っての請願になっております。

以上でございます。

（加藤）これは、実際にもう今既にどこかで販売、今は配布をしますよ

ということの内容ですよね。でも、実際にもうどこかで市販されているのかということと、実際、教育委員会なり福祉施設関係のところにはそういう話がもう既に行っているということなのかを教えてください。

(中野) 皆さんにお渡ししました「知っていますか。ゲノム編集食品の真実」というチラシがございますが、これから見ても分かるように、今現在は販売ではなくて無償配布することによって言わば普及させる。つまりそのことは、私から言わせれば、言ってみれば無償配布することによってそれが、言葉は悪いですがけれども、人体実験になっていく。そのことによってやっぱり商品をいずれ売るときに一つの根拠となるというような、根拠づくりかな、というようなことをやろうとしているのが現在であります。

(加藤) では、最後です。

では、まだ実際に市販もされていない。各自治体というか、そういうところにも話はまだ実際に今来ていないという確認でよろしいのですね。

(中野) 加藤委員の言ったとおりであります。

(菅野) 私は、来てからでは遅いと思うのです。この内容を読むと。だから、先頭に立つ人が本当に必死になって調べて、ビラを作って配っているのだと思うので、これは不正なことではないと思うので、正しいものはやはりきちっと支えるのが民主主義ではないかなと思っていますので、人数が少ないから、では人数が何万人になったら絶対これは政府が認めないということになるのかといたら、そうでもないわけですから、やはり正しいことには議員という立場できっちりとそれを政策として進めるという姿勢が議員の姿勢ではないかなと思って、私はこれに賛成をしています。

以上です。

(質問してくださいの声あり)

(委員長) 菅野博子委員に申し上げます。

質問の形式で……

(菅野) 議員の立場としてそう思いませんかというのです。ここのどこが不正だということではないわけですから。どこが不正だからどうこう

というのなら分かるのですけれども、本当に正しいことを科学的に書いていると思うので、この点については、正しいことはやはりきっちりと議会で通していくというのが市民の利益や命や暮らしを守る議員の立場ではないかなと思うわけです。

(という質問ですかの声あり)

(委員長) というか、質問が、中身は正しい、正しくないは判断はできませんが、それを福祉施設とか教育機関に配ることをやめさせてくださいというのが請願内容であります。ですから、それに対して菅野博子委員がどのように考えて、ここはどうなっていますかとか、教育機関にはどのような形で配布するのですかとか、何件ぐらい把握していらっしゃるのですかとか、そういった形で中野昭紹介議員に質問していただかないと。今では賛成討論になってしまいます。

(菅野) だって賛成だもの。

(委員長) いや、質問の形式でお願いいたします。

(菅野) そもそも紹介議員はゲノム編集とは何かということを知りきっちりと把握しているかと。それから、それをどのように住民に対してこういうことが現実に起こり得るよと、まだ起こっていないわけですから、起こり得るよということを知らせていこうと思っているのか。要するに行政は規制せず、表示せずの方針というのもこの文面には載っていますけれども、しかし行政といえども正しいことは正しいとして、あと住民の皆さんにそれなりの状況、体にも悪い、そういう状況になるのなら、きっちりと行政としても正しい方向に持っていかなければいけないし、そして議員としても市民の皆さんの命、暮らしに関わるようなことに関してはきっちりと態度を示していかなければいけないと思います。この文面を読む限り、特別おかしいことを言っているとも思えないし、そういう点で議員として、議会としても住民の命と暮らしを守るためにこの運動を進めるなり、それなりの方策が必要ではないかと思っています。

以上です。

(委員長) いや、質問してください。

(どうですか聞いてくださいの声あり)

(菅野) だから、そう思っているからやりなさいよと言っているのではないですか。

(委員長) いや、だから、もしも賛成であるなら質問はしなくても……

(じゃ、発言を取り消してくださいの声あり)

(委員長) 発言取消しですか。

(菅野) では、今言ったことを中野さんはどのように理解したかと、これを聞きます。これで終わり。

(中野) 今回、請願という形で議会のほうに提出をさせていただいています。しかし、やはりこのゲノム編集に対する危険性というものについては、これからも今申し上げました提出者であります生活クラブを通じて広く伝えていく、言わば啓蒙していくというふうに考えているというふうに聞いております。

以上です。

(野本) この請願によりますと、2022年に福祉施設に配布するということになっておりますが、現在2022年の12月の2日ですが、福祉施設、市内のところに配られた実績があるのかどうか伺います。

(中野) 鴻巣市内において福祉施設に配られたという話は、私は聞いておりません。

(野本) では、どこに配られたかというのは把握されていますか。

(中野) 市内については、だから聞いていないということですから、またそれについて、市内の福祉施設について、1件1件回ってリサーチをするということはやっておりません。あくまでも販売会社が言っていること、2022年、福祉施設、23年、小学校ということは既にもう聞いておりますから、そのことについて申し上げているのであって、その裏づけを取るようなことは行っておりません。

(野本) この請願書には、最初のほうの部分で2021年には一般公募した消費者モニター4,000人に苗が無償配布されたと書いてありますが、配られたのか配られていないのかは分かりませんが、そこは希望を取るとか、そういうことではなく、強制的に送られてくるというようなことなので

しょうか。

(中野) これは、書いてあるとおり一般公募しているわけですから、その一般公募した結果として消費者モニター4,000人に既に苗が無償配布されたと、この文面で見れば分かるように、されていまして、されたということですから、これはもう配布されているということでもあります。

(野本) では、このゲノム編集というのは特に規制があるわけではないということなので、規制されていないものの危険性をこの場で判断するのは非常に難しいと思うのですけれども、そのリスクの部分で何か健康被害の実例とか、そういうものはあるのでしょうか。

(中野) 私は、そうしたものは聞いておりません。少なくとも先ほど申し上げました。しかし、これまで日本が古来やってきた品種改良と違って、遺伝子をつかさどる、これはやはり私は危険性があるというふうに判断をしております。

(野本) 品種改良というのは遺伝子が変わるということだと思うのですけれども、品種改良というのはそういうことだということによろしいのでしょうか。

(中野) それは違うと思います。やはり品種改良という中で人の手によって遺伝子を扱うということをしていないのが古来日本における品種改良です。ですから、そういう点では、先ほど申し上げましたように、一番いいのがリンゴ等を含めて接ぎ木をするという、接ぎ木、これなんかも品種改良です。少なくとも、そこのあるものの遺伝子があるもののところへ入れるというものではないのです、今までの品種改良。だから、そういう点ではやっぱり、遺伝子を扱うということについて、それは非常に危険がある。特にここに、チラシに書いてあるように、オフターゲットという、これは非常に本来、遺伝子を入れることによって他の遺伝子が破壊されていくというような、安全性がそこによって阻害されるというようなことも起こり得るということですから、これまでの従来日本が行っている品種改良とは違うというふうに私は考えており、そのとおりだと思っております。

(野本) ゲノム編集は従来の方法ではないというのは私も思っております

す。ただ、今までの品種改良というのは、やはり突然変異によって起こった結果を育てているものというふうに思うので、私自身の感覚は、それが突然起こったのか、遺伝子を切ることというのが突然自然界で起こる、それを人為的に切るという違いというものが、専門分野なのであまりよく分かりませんが、ただ危険性というものは、今回の出ているものというのは臆測、おそれがあるということまでしか言えないのかなというふうに思うのですが、その辺はどう思われますか。

（中野）再三言うように、安全性がきちっと確認されない限りは食として用いることはすべきではないということでもあります。

今言われましたように、品種改良の中で、それは突然変異というのがあることは事実です。しかし、その突然変異というのは自然体の中で突然変異しているのであって、人間の手によって遺伝子を扱うことによって品種改良を行っているということではないのです。突然変異も。だから、そういう点では、やはり自然という形の中で、例えば突然変異であっても、今言った自然の中で起こっていることについて、これについては私は問題ないと思っています。あくまでも遺伝子を扱うということに私はまだ安全性が確立されていないということでもあります。

（金子）まず、前任者の質問で幾つか確認をしていきたいところがあります。

まず、先ほど答弁の中で、販売はしていなくて、今はモニターだけだということ答弁をしていた。それをそれでいいか確認させてください。

（中野）私の知り得ている範囲は、間違いなく販売していません。今現在、公募によるモニターと、それからあと無償配布ということというふうに理解しております。

（金子）あと、先ほどの説明の中でEUでは司法裁判所で危険だから規制をしたというご説明がありましたけれども、そういうことでいいのか再度確認をさせていただきまして、あといつの裁判の話をしているのかお伺いをいたします。

（中野）少なくともEUでは司法裁判所で、先ほど申し上げましたように、ゲノム編集は遺伝子組換えと同一の厳しい規制をすべきだという判

断が出ていることは間違いありませんが、これが何年前の裁判なのかということですが、少なくとも、この請願で申し上げているように、このゲノム編集、シシリアンルージュハイギャバというのは2020年に国内で初めてゲノム商品としてということでありますから、ということはヨーロッパにおいてもそんな古くない。2020年が日本ですから。そういう点では、2010年代の後半の裁判だというふうに私は理解をしていますし、そのことについて何年だということについては、私自身は定かに照査しておりません。しかし、今申し上げましたように、少なくとも2010年代の後半だということは言えるのではなかろうかと思えます。

（金子）まず、今確認させていただいた点についてもう一度お聞きしたいのですけれども、先ほど答弁の中で、これ販売していないということだったのですけれども、販売していますけれども、ネットで販売しているのです、これ。そこは確認はされなかったということによろしいでしょうか。

（中野）それは、私はネットで確認しておりません。もし販売されているというのであれば、私もネットで確認しますけれども、であればそのように後ほど訂正をさせていただきます。

（金子）販売元の会社で青空トマト学園というサイトで販売が既にされておりますので、ということをまず申し上げたいと思えます。

あと、先ほどEUの裁判のはいつか分からないよということでありましたが、恐らくEUの一番上の裁判所で決定がされたのが2018年の7月の裁判だと思うのです。先ほど危険だからというような話だったかと思うのですけれども、あくまでこの裁判ってゲノム編集作物がGMO規制適用されるべきものだよということを決した裁判だったかと思うのですけれども、なので別にヨーロッパ全土がゲノム編集を使えないわけではなくて、ここに登録されたもので個々に判断をして、あくまで遺伝子組換えの技術と同等に扱って規制がかかるよという裁判という認識なのですけれども、特に危険だから駄目だよという判例結果ではないように私は認識しているのですが、その点について見解を伺います。

（中野）それは言われたとおりだと思います。ただ、私は危険性があると判

断しているわけです。

ただ、委員が言いましたように、少なくともはっきり言えることは、ヨーロッパのEUの裁判では今言った遺伝子組換え食品と同じであるということをはっきり言っているわけです。そうすると、ではなぜ遺伝子組換え食品が、我が国内でも表示が義務づけられているのです。しかし、このゲノムについては表示義務がないのです、先ほど申し上げましたように。そうすると、消費者として選択が取れない、そこに私は問題があると思っています。

（金子）確かにおっしゃるとおり表示義務はないのですけれども、このシシリアンルージュハイギャバに関しては表示をしているようなのですけれども、その点についてはどうお考えですか。

（中野）少なくとも、先ほど私が申し上げましたように、表示しているということについては承知しておりません。あくまでも表示しなくていいということで私は承知しております。

（金子）サナテックシードですか、研究をされている会社のホームページにしっかり、販売する際はゲノム編集技術を利用した品種改良であることを明記した表示を行っているということで書いてあります。ちょっと調べると出てくるのですけれども、いろいろ先ほどからあれですけれども、この件に関して紹介議員になった際に請願者としてしっかり打合せをされたのでしょうか。

（中野）それは打合せをしました。そのためにこういう本まで全部頂いて、そしてなおかつ各自治体のこれに対する、県内を含めて、動き等について3回ぐらい、2回か、打合せを私の家でやりました。この本もじっくり見させていただきました。

（金子）ありがとうございます。

そしたら、本文のほうにもちょっと……その前に、まず今いろいろ前任のやり取りの中でも品種改良、遺伝子組換え、ゲノム編集と、いろいろやり方があるので、これの違いについてご説明いただけますでしょうか。

（中野）先ほど申し上げたとおり、旧来から日本で行われている品種改良、申し上げたとおりです。

それから、遺伝子組換えというのは、例えば病気に強い遺伝子を入れる、あるいは収穫の量が多く取れるものを遺伝子を組み込む、これが遺伝子組換え食品であります。これによって、例えば大豆なんかでいえば、かなり土壌が傷むということも聞いておりますが、それが遺伝子組換えであります。

もう一つの今申し上げましたゲノム編集については、とにかく申し上げました遺伝子の中で、さっき言いましたデメリットとしてオフターゲットというのがありますが、これらを含めて、その遺伝子を組み込むところを間違えるとえらい危険性をはらむというのがオフターゲットということのようではありますが、そういうものがこのゲノム編集には起こり得るという、そこに言わば遺伝子組換え食品とは違った意味があるというふうに理解をしております。

(金子) それでは、本文のほうで聞きたいのですけれども、「遺伝子の特定の場所を切断するゲノム編集で作られており、遺伝子を人為的に操作すること自体に疑問がぬぐえませんが」ということをございますけれども、先ほど他の委員から普通の品種改良も突然変異ですというお話があって、それはいいのだよというお話だったかと思うのですけれども、普通の交配の中でも、最近というか、ここ何十年かでしょうけれども、化学物質とか放射能を当ててやっているものもあるらしいのです。そういったものに関しては、事業者の責任で安全性が担保されてしまうので、それこそ表示義務とかないわけです。そういったものとゲノム編集での程度危険性に差異があるとご理解をされているのか、その点伺いたいのですけれども。

(中野) 先ほど申し上げましたように、ミニトマトでいえば、少なくとも風速1メートルで290キロ以上、それから風速5メートルですと千何百キロ花粉が飛んでいくという。今副委員長が言ったことについては限定されたものでありますけれども、これについては今言った花粉を飛び散らすというようなことにおける危険性は拡大していくというふうに理解をしております。

(金子) その花粉の件なのですけれども、これも販売元のサナテックシ

一ドの方の講演会のほうを見させていただくと、基本的に花粉が自然に飛んで、トマトですよ、トマトに関して、花粉が自然に飛んで交雑が起きるということはほぼ考えられないと。普通のトマトに関して。このハイギャバではなくても、普通のトマトでもそういうのはあり得ないと。基本的には、トマトは人為的に自家受粉をするというので育てるということらしいので、花粉が舞って交雑していっぱい繁茂するということはほぼ科学的にというか、トマトですから、トマトの栽培として考えられないようなことを書いてあるのですけれども、その点についていかがでしょうか。

(中野) それは、少なくとも開発する会社、販売する会社でいえばそうなるというふうには思っています。そういうような表現を、あるいはそういうようなことを主張してくる、これは僕は当たり前だと思っています。少なくともゲノム編集についてのやはり大きな問題点があるという雑誌、これから私はかなり知識を入れました。ですから、言わば最初からこれは危険だと思っている人たちと、それから販売する会社とは当然利害関係が生じるということですから、私は販売する会社あるいはそれを開発した会社の言うことについては、やはり企業である以上、拡販して利益を生み出すという前提からそういうことを主張するというのは当たり前だと思っています。むしろこのゲノム編集についての専門家、科学者から提言をされていることのほうを私は信じております。

(金子) では、続きましてオフターゲットの話なのですけれども、オフターゲットの危険性がどの程度あると考えているのでしょうか。

(中野) 割合とか確率の問題というのは、あくまでもオフターゲットをするということ自体、これ人為的なものになってくるわけです。そういう点からすると、この提案理由に書いてあるように、オフターゲットということについて、しばしばそうした現象が起きているというようなことを雑誌にも書いてあるし、その方向でしか私は把握しておりません。今言った割合がどのぐらいなのかというふうなことは、把握はしておりません。

(金子) この文章から見ると、「しばしば」と書いてあるので、結構起

きることなのかなと思うのですけれども、調べると基本的に……ちょっと時間ないから、いいや。分かりました。

次に、その文章の後に「無差別な遺伝子の破壊により、新たな毒性やアレルギーなどの発生が危惧されます」というのですけれども、この技術って無差別な遺伝子破壊をする技術なのでしょうか。

(中野) そのように承知しております。というのは、少なくともゲノムによる遺伝子、DNAを入れるわけですから、そのときにやっぱり本来その苗が持っている本来の遺伝子、そういうものが破壊されていく危険性がある。さっき言ったオフターゲットと同じですが、そういう意味でここに書いてある無差別な遺伝子の破壊ということは起こり得るというふうに思っております。そのことによって毒性やアレルギーなどの発生が危惧されるということでもあります。

(金子) そこも理解はちょっと科学誌を読んだのと違うのですけれども、この技術自体が、塩基の並びがあって、その並びがもう無数に、20個あるのかな。20個連続するものなので、基本的に1か所狙うとすると、入れるわけですよ。はさみで切る、狙ったところを入れるのですけれども、その確率って、その20個、ここを狙いたいよというのが、同じのがあるというのが大体1兆分の1よりも低いという。そこを狙っていくから、無差別で破壊するという表現はちょっと違うのではないかなと思うのですけれども、その点いかがでしょう。

(中野) それは、私は考え方の違いだと思っています。今言ったように、20種類のところ、どこを切断して、どこにその遺伝子を注入するかというようなことですから、こういう点では、それを間違えたことによってやはり無差別に遺伝子が破壊されていくというふうに私は理解をしております。

(金子) では最後に、下のほうの文章で、「安全性の評価が定まらず世論が割れているゲノム編集トマトを押し付けてしまうことは」と書いてあるのですけれども、安全性が定まっていなくて言っている主体は誰なのか、また世論が割れているというのは何をもって言っているのかについて説明をお願いします。

(中野) それは取り方の違いで、ここに書いてあるとおり、安全性の評価が定まらず世論が割れているというのは、先ほど申しあげましたように、日本国とアメリカ、EU、そしてこのゲノム編集を熱心に研究されている科学者のこうした雑誌等からこのような表現にしているわけでありませう。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後5時48分)



(開議 午後5時48分)

(副委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(織田) 1点質問させていただきます。

このゲノムトマトに関しては、まだ誰か体を壊したという結果まで出ていないわけですね。皆さんは、危惧される、そうなるかもしれないという結果が出ないものをなぜ、国でまた認めたものをこの市議会に請願という形で出されたのかお聞きします。というのは、もう福祉施設とか2022年、23年には小学校施設に配られるということが書いてあります。このことについては皆さんよくご存じで、例えば小学校に給食に使ってくださいよとこのゲノムトマトを持っていったとしても恐らく、給食員、また学校関係の方がそれを無償で頂いて、苗ですよ、誰がそれを、誰か育てるかとしましても、それを植えて、では食べさせようかというのは、それは学校側が判断することではないのでしょうか。また、福祉施設もしかりだと思います。ですから、公に決まったものを議会という公の場に請願として出すのではなく、心配している気持ちはとても分かりますので、生協の皆さんもそうだと思いますので、どうせだったら配られる福祉施設、また小学校関係に、無償で配布されますが、このトマトはこういう危険性があるので、苗を育てるときには施設で判断してくださいという、生協の名前でお知らせを出したほうがより効果的だったのではないかと私は考えますが、そのことについてお聞きします。

(中野) なぜ請願で出したかということは、少なくとも市内の義務教育小中学校について言えば鴻巣市が管理者であるわけでありませうから、義

務教育、そういう点からすると、請願という形で議会に出して、そして採択していただくことによってやはり、執行部に対してそういうようなことをしないでほしいと、議会もそういうふうになったというようなことになるかと思って請願に出しました。既にご存じかと思いますが、教育委員会に問い合わせたところ、学校給食については、現在のところ遺伝子組換え食品は一切使っていないというふうに聞いております。そういう点からすると、あとはこのゲノム編集がやはり日本とアメリカの考え方と、それからEUの考え方の違いによって、それは最終的に教育委員会どう判断するかといったときに、議会でこのことが問題になって、そして請願が出されて議論したということは、教育委員会としても一考を要することになるというふうに判断をしております。よって、請願にしました。

(織田) 請願が仮に採択されて、その重みが学校関係者、福祉施設の方に影響を与えるのではないのかということで請願を出されたとおっしゃっています。ここで議論したことだけでも効果はあるのではないのでしょうか。たとえ採択されなかったとしても。そういったことはお考えになりましたか。だから、請願という大きな形を取るのではなくて、それだけ心配なのであれば、配られるところにそれぞれお話しに行くとか、配布物を配るとか、そういうことは考えなかったのですね。やはり請願でやるのが一番近道だと思ったわけですね。そしたら、教育委員会は今日来ています。教育部が。聞いていますから、それは重みになるかもしれません。ですが、介護施設のほうはどうしますか。何件ぐらい鴻巣市内にあるのでしょうか。手紙が出せないほどあるわけではないと思うのですが、その辺はどのようにお考えなのか。請願が介護施設に関してはどれだけの重みを持っているとお考えになっているのかお聞きします。

(中野) 先ほど申しました請願にしたというのは、鴻巣の議会でもこの問題が論じられたということがやはり大きなことだと思っています。一方、福祉施設等については、先ほど私がどなたかの質問に対して答弁したと思いますが、この生活クラブを通じてそうした啓蒙を行っていくというようなことで対応していきたいと思っています。取りあえずは今言

った学校教育なんかについては直接市に関係することですから、そういう点で請願を出させていただいたということでございます。

(副委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後 5 時 5 4 分)



(開議 午後 5 時 5 4 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問は一巡しましたので、あと何か一言質問したい方がいらっしゃいましたら、5分認めさせていただきます。大丈夫ですか。

(なし)

(委員長) これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(菅野) 住民の命と暮らしを守るのが議員の第一の政治姿勢であると思って、私も議会に送り出させていただいております。この請願につきましては……

(委員長) 菅野委員、すみません、マイクお願いします。コロナ期なので、座って話して大丈夫です。マイクをもう一回オンにしてください。向けるのではなくて、スイッチやってください。

(菅野) 住民の命と暮らしを守るのが市会議員の大きな役割であると思います。ですから、当初から言っておりますように、中野氏の答弁も含めまして、市民の皆さんにそれなりのよくない結果が行くという、こういう事態に対して正論を唱えているわけですので、この請願に対しましては賛成をします。

以上です。

(委員長) ほかに反対または賛成の討論ありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議請第1号 食の安全を守るため、福祉施設や教育機関にてゲノム編集トマト苗を受け取らないことを求める請願について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手少数)

(委員長) 挙手少数であります。

よって、議請第1号は不採択とすることに決定しました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

これをもちまして文教福祉常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書の作成につきましては委員長に一任願います。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後5時56分)